

官報

号外
昭和六十二年八月二十八日

○第百九回参議院會議録第八号

昭和六十二年八月二十八日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第八号

昭和六十二年八月二十八日

午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)

第二 政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第四 日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号

一、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(藤田正明君) これより會議を開きます。この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、公正取引委員会委員長に梅澤節男君を、

同委員に宇賀道郎君を、

日本銀行政策委員会委員に武田誠三君を、

中央社会保険医療協議会委員に三藤邦彦君を、

電波監理審議会委員に浅見喜作君、岡村総吾君を

を

任命することについて、本院の同意を求めています。

りました。

まず、公正取引委員会委員長、同委員、日本銀行政策委員会委員、電波監理審議会委員のうち浅見喜作君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、中央社会保険医療協議会委員、電波監理審議会委員のうち岡村総吾君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもっていずれも同意することに決しました。

○議長(藤田正明君) この際、日程に追加して、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。田村通商産業大臣。

〔田村通商産業大臣〕

○國務大臣(田村元君) 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

今回の東芝機械の外国為替及び外国貿易管理法に違反した不正輸出事件は、我が国を含む西側自由主義陣営の安全保障に重大な影響を及ぼすおそれのあるものであり、極めて深刻な問題であります。これにより、我が国の国際的信用が著しく損なわれたことは、まことに残念と言わねばなりません。

このように、我が国の産業及び技術の発展並びに国際社会において我が国が担うべき責任の増大等の状況のもとで、国際的な平和及び安全の維持を妨げると認められる違法な貨物の輸出及び技術の提供が、我が国の対外取引の正常な発展及び我が国経済の健全な発展を阻害するおそれが強まっております。

このような状況のもと、我が国といたしましては、今回の事件の重大性を深く認識し、このような事件の再発防止のため、あらゆる角度から対策を講ずることが必要であります。この一環として、国際的な平和及び安全の維持を妨げると認められる違法な貨物の輸出及び技術の提供に係る罰則及び制裁の強化等の措置を講ずる必要があると

考えられます。このような要請に対応するため、今般、本法律案を提案した次第であります。次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、国際的な平和及び安全の維持に関連のある特定の技術の提供等の役務取引については、従来から通商産業大臣の許可を受けなければならぬこととされておりましたが、今般、これの特掲し、その規制の趣旨をさらに明確化することとしております。

第二に、通商産業大臣は、許可を受けずに特定の技術を提供する地域において提供することを行つた者などに対して、三年以内の期間を限り、一定の役務取引、貨物の輸出等を禁止することができるとしております。

第三に、国際的な平和及び安全の維持に関連のある特定の貨物の輸出について、従来から役務取引に用いられていた表現と同じ表現をもってこれの特掲し、通商産業大臣の許可を受けなければならぬものとするにより、その規制の趣旨を明確化することとしております。

第四に、通商産業大臣は、許可を受けずにこれらの貨物を特定の地域に向けて輸出した者に対して、三年以内の期間を限り、貨物の輸出及び特定の技術を提供する取引を禁止することができるとしてしております。

第五に、この法律の施行に必要な限度において、主務官庁の職員が立ち入ることができる場所において、この法律の適用を受ける取引を行うことを営業とする者の工場を追加することとしております。

第六に、通商産業大臣は、国際的な平和及び安全の維持に関連のある貨物の輸出及び技術の提供について、特に必要があると認めるときは、外務大臣に意見を求めることができることとするものと、外務大臣は、国際的な平和及び安全の維持

国家公務員等の任命に関する件 議事日程追加の件 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号

のため特に必要があると認めるときは、通商産業大臣に意見を述べる事ができることとしております。

第七に、無許可で特定の技術を特定の地域において提供した者及び無許可で特定の貨物を特定の地域に向けて輸出した者は、五年以下の懲役または二百万円以下もしくは目的物の価格の五倍以下の罰金に処することとして、罰則を強化することとしております。また、無許可で特定の貨物を特定の地域に向けて輸出する者は、未遂をも罰することとしております。

なお、この罰則の強化の結果、時効期間は五年に延長されます。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(藤田正明君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。菅野久光君。

〔菅野久光君登壇、拍手〕
○菅野久光君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易管理法改正案について、中曽根総理及び関係大臣に対し質問を行います。

まず、総理に伺います。
政府は、何ゆえに今、外為法の改正を必要であるとするのか、また、改正を急ぐのかという点についてであります。
今回の東芝機械の外為法違反事件はまことに遺憾であります。しかし、この事件は法律の不備によつて引き起こされたわけではなく、申請を偽つて輸出を行った企業の行動と、これを見抜けなかった審査体制の弱さにその原因が求められるのであります。したがって、再発防止を期するためには、審査・監視体制の強化と企業への警告等の行政上の対応で十分に事足りるものであり、法改正が必要であるとは考えられないのであります。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

我が国として迅速な対応が必要であるという事情は理解できます。しかし、問題は、米國議会の対日貿易不均衡のいら立ちに、罰則強化など、このようなそぐな手段で対応しようとする政府の姿勢にあるのではないのでしょうか。しかも、この改正案には、我が国の将来にとって国益上ゆゆしい問題が数多く含まれており、その代償は余りにも高価にのつております。

政府が安全保障の観点からの経済立法を必要であると考えるなら、拙速を避け、国内で十分議論を尽くすべきであります。政府内部でさえも十分な意見統一を図る時間的余裕もないままに、わずかの準備期間でこの臨時国会に改正案の提出を指示した中曽根総理の真意のほどを伺います。

続いて、田村通産大臣に伺います。

大臣は、衆議院で、我が党議員の質問に答え、外為法改正、このようなものを好んで提出するわけではない、しかし、貿易法案が厳しい形で成立し、米國市場を失ったら、東芝はもとより日本経済はたない、売り手の立場は弱いから、日本本経済と雇用を守るためやむを得ないのだとの趣旨を述べております。

大臣は、この法案が成立したら、貿易法案が緩和されるといふ確固たる見通しを持っておられるのか。また、そのためにはこの法律改正がどうしても必要なのか。他の方法では対処できなかったのか。七月の訪米の際どのような約束が行われたのか。以上の点について大臣の御所見を伺います。

次に、コムの問題について伺います。
コムは一九四九年に発足したものであり、米ソ冷戦時代の産物であります。コム自体が外交上の秘密とされ、国際条約または国際協定という性格のものではなく、参加国間の紳士協定にすぎません。国会の審議を経たこともなく、その実態や内容は国民の前には一切公表されておりません。

その後三十年余、コム規制はデタントの時代

を経て、大勢としては緩和の方向で今日に至っております。米國は、機会あるごとに、紳士協定から条約上の地位に格上げすることを提案してまいりました。が、欧州諸國の反対に遭い、コムを脱退する国が出てくる不安もあることから提案を取り下げてきた経緯があります。欧州諸國は、米國の東西貿易に対する政策が一貫性を欠き、コムを利用して他國の東側市場への参入を抑制し、自國の東側への市場拡大の手段に使ってきた実態を知り抜いており、コム体制強化の米國の提案を単純には容認しなかったのであります。

このように建前は安全保障、本音は各國の通商上の利益の追求というのがこれまでのコム運営の実態であります。したがって、欧州各國は、今回の日本政府のオーバーな対応を迷惑と受けとめておるのであります。コムは既に過去の遺物であります。規制緩和が時代の流れであり、コムは自然消滅の方向を求めなければならないのではないのでしょうか。

総理は、このようなコム運営の実態についてどのように考え、また、今後コムにどう対処していく方針であるのか、御所見を伺います。

質問の第三点は、今回の改正点についてであります。

この改正法案の本質的な問題点は、対外取引自由の原則を建前とする外為法を、安全保障の観点から管理色の強いものに改めようとするところにあります。

外為法第一条の目的には、貿易自由の原則がうたわれ、最小限度の規制を加えられるのは、国際収支の均衡、通貨の安定に必要な場合という経済的理由に限られております。そこに改正案は、「国際的な平和及び安全の維持を妨げる」ものを特定の地域に輸出するものに対して許可制を導入しようとしております。

本来が経済手続法の性格の外為法に、経済とは異質の政治的、軍事的要因による規制を持ち込むのは木に竹を接ぎょうなもので、法体系上の不自然

さは免れません。しかも、その許可基準は法文上は明確にされておらず、すべては政令にゆだねられ、解釈権は事実上政府に握られてしまうのであります。自由な貿易と安全保障をどのように調整していくのか、国際的な平和と安全を妨げるとは具体的にどのようなことを指すのか、外務、通産、防衛各大臣の明確な答弁を求めます。

また、改正案では、コム規制違反関係の罰則が懲役三年から五年に延長されております。条約でも協定でもない、その法的性格があいまいなコム規制を根拠に、しかも、余りにもつかみどころのない国内法の規定によつて罰則を強化するのは罪刑法定主義の憲法の精神に背くものであります。また、他の経済事犯の量刑とのバランス上も、さらに、アメリカを除くコム加盟國の罰則との比較においても、ひとり我が国だけが突出することになるのであつて、とても容認できるものではありません。

総理は、違法輸出の公訴時効をもつと長くした旨の国会答弁を行ったことがありますが、あえて罰則を強化しなければならぬと考えた改正の動機について明快な御説明をお願いいたします。

質問の第四点は、先端技術をめぐる最近の日米関係についてであります。

東芝機械事件の本質は、日米技術摩擦であると言いつける人もあります。ことし二月のアメリカ国防省の半導体問題についての報告書は、米國の防衛システムの卓越性が直接依存しているエレクトロニクス技術の優越性は遠からず危険なほど細ることになると警告しております。

日米ハイテク戦争と言われる中で、一部の先端技術におくれをとった米國は、この分野における國際的優位性を守り抜くための戦略として、我が國の競争産業たきを繰り返してまいりました。そこにタイミングよく起こったのが東芝機械事件であり、これをスケープゴートとしてフルに利用し、東芝グループ全体にまで問題を広げ、安全保障を盾に制裁をもくろんだのが今回の事件の

本質であります。

この事件が、米国のハイテク戦略からしかけられたものと認識するならば、さきの半導体報復措置や富士通・フェアチャイルド問題等と軌を一にするものであり、今後も我が国の先端技術産業に對しどのような角度から言いがかりをつけてくるかわかりません。今回の事件をめぐる米國議會の異常な空気が我が國政府の過剰な反応は、國民の對米感情の悪化と産業界の政府不信を招いており、兩國の議會及び政府の冷静な対応が切に望まれるのであります。

米國の日本たきの風潮を助長してきたのは、中曾根内閣の卑屈なまでに米國の言うことなら何でも聞くと言わんばかりの御用聞き外交にあったことは否めません。このような姿勢では、第二、第三の東芝事件が出てくるであろうことは想像にたくありません。主權國家として言うべきことは言ひ、米國の冷静な対応を求めるため、毅然たる態度で臨むことを強く要請したのであります。が、總理の御方針を伺います。

質問の第五点は、對米、對共產國貿易の今後の見通しについてであります。

輸出に占める米國市場に対する依存度は、我が國は約四〇％、西ドイツは一〇％、この違いがココムに對する我が國と歐洲諸國の対応の差となつてあらわれております。歐洲は、ココム緩和の方向で東西貿易のパイプを維持強化しようとしており、我が國は米國市場を失うのを恐れる余り米國の言ひなりになつてゐるのであります。

我が國の輸出に占める米國の比重が高過ぎることとは、また貿易摩擦の根本的原因でもあります。産業界でも、日米摩擦の激化に伴ひ、輸出市場の多角化、特に對共產國貿易に活路を求めようとしていたやさきのココム規制の強化であります。輸出審査のおくれによつて商談は停滞し、さらには、商社駐在員の國外退去要求等のソ連側の報復もあつて、産業界、貿易業界は不安を募らせております。

平和と安全の維持に最も有効なのは、東西間の經濟相互依存度を一層深めていくことにあるのではないのでしょうか。東西貿易に水をかけるような本改正法案は時代の要請に逆行するものであり、共產國市場を締め出された我が國企業が、再び對米輸出ドライブに拍車をかけ、かえつて日米摩擦を激化させる結果を招くのではないかと危惧されるのであります。今後、對米及び對共產國貿易はどのように推移していくと考えておられるのか、通産大臣の御見解を伺います。

最後に、武器等の輸出に關する我が國の基本的な考え方について申し上げます。

我が國には、武器輸出三原則並びに政府統一見解があり、戦後一貫して國際平和の維持に貢献してまいりました。しかし、武器及び軍事転用される汎用品、技術は一切輸出または提供しないという企業モラルを確立するためには、自由貿易を目的とする外為法による規制ではその実効性に限界があります。したがって、我が國は、憲法の平和主義の理念にのっとり、武器輸出三原則、政府統一見解を具体化した特別立法が必要であると考へます。今回の政府提出の外為法改正案では、自由貿易を著しく阻害し、将来に大きな禍根を残す結果となることは明白であります。

本法案の審議に当たっては、拙速を排し、問題点を余すところなく洗い出し、慎重に審議を尽くすべきであるとの意向を表明いたしました。私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣中曾根康弘君登壇 拍手)

○國務大臣(中曾根康弘君) 菅野議員にお答えをいたします。

まず、法改正の必要性でございますが、このコクムの合意というものは、いわば自由主義陣營の國々がばらばらにこのような規制をやつておるといふことは適当でない、やはり同じ水準でみんな一緒にやるところに効果がある、そういうことでこのようにないわば紳士協約を結んでおるものなのであります。日本の場合は、東芝事件という

ものは極めて悪質な不正事件でありまして、そのようなルール遵守に關する日本の信義というものについてかなり大きな疑念を抱かせる結果にもなり、それはまた我が國みずからの安全保障を損なうといふことでもあるわけでありまして。

そういうような意味から、この取り締まり体制に對する欠陥を是正する、それを可能な限り速やかに行うといふことは、日本の國際信用を回復するためにも必要であり、そういう意味におきまして、これを担保するような諸般の対策を講じたわけです。

この外為法の改正は、その一つの軸であると同時に、また他面におきましては、行政体制もこれを充実させるといふ諸般の体制強化もやり、また、業界ないし企業に對しても、自主的管理をもつてその信義に應ずるような体制強化を強く要請してきたわけでございます。そのような事由に基づきまして本法案を提案したわけなのでございます。

次に、ココム規制緩和の問題でございますけれども、最近における科学技術の非常に高度な発達、特にハイテク分野における急速な発達といふものは目まぐるしいものがござります。そういう意味におきまして、安全保障の面あるいは貿易自由をさらに強化推進していくという面、こういう面から見まして、コクムの対象というものはある場合には追加される必要があるし、不要になったものは削除する必要がある。そのように各國協議いたしましたして、時代に合うように適切な措置を今まで講じてきておるわけなのでございます。

日本もそういう考えに立ちまして、言うべきことは言ひ、また、各國の合意については遵守すべきものは遵守する、そういうようなフェアな態度をもつて処置してきたわけでございます。今後追加されるべきものもあるし、削除されるものもございましょう。それは客觀情勢に應じて各國合意のもとに行われる。我が國は我が國独自の見解

をその際は主張するということは当然のことなのであります。

罰則の強化につきましては、ただいま申し上げましたような情勢からいたしまして、日本の自由貿易体制及び貿易の確保という面から見まして、これらの自由主義陣營との連携、信頼の維持といふことは非常に重要な要素でございます。そういう意味から必要な措置を今回講じたわけなのでございます。

この罰則の内容につきまして、いろいろ御議論もあるようでございますけれども、日本の場合は特に相当高度の科学技術力を持つておる、それから貿易量が膨大である、そういう意味におきまして、ほかの國に比べて管理体制は強化する必要がある。これは当然のことでございます。そういうような意味からも、國際的な情勢もよくにらみまして今回の改正を提案したわけでございます。

米國におきましては最高十年の禁錮刑、カナダでは最高五年の禁錮刑、ノルウェーでは今回の事件を契機に、最高刑を六カ月から五年に強化するといふ措置をとつたのでございまして、我が國が今回とりとする措置は、大体それらと比べてみましても常識的な線ではないかと考へており、かつまたほかの諸般の量刑あるいはその他の均衡も考へまして、このような提案をした次第なのでございます。

米國への対応の問題でございますが、御存じのように、アメリカ人や西歐人といふものは、契約とか法とか合意といふものには極めて厳格な感覚を持つておる。日本人は、ややもすると、そういうものはルーズな面がござります。そういう意味におきまして、契約とか法という概念に對する我々の再検討といふものも一面においては必要であります。また、この背景を見ますと、現在、日米の貿易摩擦の關係といふものも非常に重大化している状況でもございまして、そういうような情勢を背景にもいたしまして、我が國独自の公正貿易あるいは公正競争を確保していくた

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一六二

めに不備を是正する、そういう意味において自主的に行うべきことを我々は当然行おうという考えに立つものであります。

最近、日本の高度技術に対する盗取であるとか、あるいはスパイ的行為が頻発しつつありますけれども、日本がこれだけ高度のハイテクを持ち、膨大な貿易量を持っておりますれば、必ずそういうことが出てきておると考えざるを得ないのであります。そういうような考えから、我々がそれを防止するために必要な措置を最小限講ずるといふことは、国家として当然のことなのであります。経済的利益というもののためにそのような不正を見逃すということは国家としてとるべきでない、こう考えておるわけでありま。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣田村元君登壇、拍手〕

○国務大臣(田村元君) 菅野議員にお答えいたします。

私といたしましては、現在御審議いただいております外為法改正を初めといたしまして、今回の事件の再発防止のための諸措置の実現に全力を挙げて取り組んでおります。米行政府は我が国のこのような再発防止策を評価しております。また、我が国のこうした対応が議会における本問題の鎮静化に寄与することを期待する旨を表明しております。

一方、米議会の対応にはなお厳しいものがございまして、予断を許さない状況にありますけれども、今後とも米議会、行政府の一層の理解を得て、いわゆる東芝制裁条項のような法案が成立することのないよう努力していくことが肝要であると考えております。

また、今回の事件につきましては、我が国自身の問題として認識し、真剣に再発防止のための努力を行っているところであります。このため、現在御審議をいただいております外為法改正に加えまして、輸出審査・検査人員の増加、重点分野について厳格な審査を行うための省内審査会の設置

等、あらゆる角度から取り組みを進めているところであります。私といたしましては、こうした対応が議会における本問題の鎮静化に寄与することを期待いたしております。

また、いわゆる東芝制裁法案につきましては、コム違反に対する制裁はそれぞれの国がみずから責任で行うべきでありまして、他国の違反に対して米国独自の制裁を一方的に科すことは問題がある等、そういう観点から反対の立場を表明しております。引き続き、このような法案が成立しないよう米行政府及び議会の理解を深めてまいりたいと考えております。

また、貿易立国たる我が国の対外取引の正常な発展及び経済の健全な発展を図るため、従来よりコムの申し合わせを尊重し、外為法に基づく規制を行っていたところでございます。今回の改正によりまして、自由貿易の原則、また、原則自由例外禁止という外為法の基本的考え方を変更するものではございません。

今回の改正によりまして、許可の対象となるものの範囲は従来と同様でありまして、改正後の外為法の運用に当たりまして、法第一条に規定されている対外取引の正常な発展及び我が国経済の健全な発展を図るという目的に照らし、適正にこれを行う所存でございます。

また、「国際的な平和及び安全の維持」とは、国際的な紛争の発生もしくはその拡大を助長するような取引、または西側諸国の安全保障に重大な影響をもたらす取引等を規制することにより、我が国を含む国際社会の平和及び安全が脅威にさらされることのないようにすることを意味していると考えております。

八五年九月のG5合意以降の円高進展にもかかわらず、Jカーブ効果等によりまして、我が国通関統計によるドルベースでの我が国の対米貿易黒字は、八六年には五百十四億ドルと過去最高を記録しております。

円ベースでの対米貿易黒字は、八七年一―七月で対前年同期比一〇・七％減と大幅に減少しております。ドルベースでも貿易黒字は大幅に頭打ちになりつつございます。

今後ともこうした為替レート調整の効果が我が国の内需拡大、輸入拡大の推進、米国の財政赤字削減努力等々と相まって、日米間の貿易不均衡は正に一層好ましい影響を与えるものと期待いたしております。

なお、我が国の対米輸出依存度は約四割近いものであります。非常に高いものであります。最近の日米貿易摩擦の状況を考えますときに、今後、ECやアジア近隣諸国等との貿易の拡大を図りながら、過度にアメリカに依存している貿易構造の是正を図る必要があると考えております。

また、我が国は貿易立国として、自由貿易の考え方のもとで貿易を拡大し、経済発展を図ってきたものでございまして、共産圏貿易につきましても健全な形で発展していくことが望ましいとの考え方に変わりはございません。ただ、我が国が西側の一員として参加しておりますコムにおける申し合わせは、他の参加国とともに遵守していくこととしております。このため、共産圏貿易に一定の制約が生じることはやむを得ないと考えております。

我が国といわゆる共産圏に属する諸国との貿易は、昨年に於いて、我が国の貿易総額三千三百五十六億ドルのうち二百二十八億ドルとなっております。そして、そのシェアは六・八％であります。今後の対共産圏貿易の見通しについては、為替レートの推移、貿易相手国の外貨事情等不確定な要因が多いために見通すことは困難でございます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣倉成正君登壇、拍手〕

○国務大臣(倉成正君) 菅野議員にお答えを申し上げます。

私に対する御質問は、自由な貿易と安全保障をどのように調整していくかという御質問でございます。

います。我が国を含む自由民主主義諸国は、自由経済、自由貿易を基本としつつ、安全保障確保の観点から、共産圏諸国に対する戦略物資の輸出規制の必要性を強く認識いたしております。

今般の我が国民間企業による不正輸出事件は、我が国を含む自由主義陣営全体の安全保障に重大な影響を及ぼすものと考えております。今次改正は、かかる認識を十分踏まえた上で、我が国自身の安全保障上の深刻な要請に基づくとするものであり、輸出管理体制の強化を図ろうとするものであります。

また、本法律上、国際的な平和と安全を妨げるとは具体的に何かと申しますと、我が国を含む国際社会の平和及び安全を脅かし、我が国の対外取引の正常な発展及び我が国経済の健全な発展に重大な支障を及ぼすようなケースを指すものでございまして、具体的には個別の貨物及び技術の特性等を判断して政令で定めることによりいたしております次第でございます。(拍手)

〔国務大臣栗原祐幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(栗原祐幸君) お答えをいたします。

防衛庁は、外為法を所管しておりませんので、御質問の国際的な平和と安全を妨げる趣旨等に直接お答えすべき立場にはないと考えております。が、先ほどの通商産業大臣の御答弁には私は賛成でございます。(拍手)

○議長(藤田正明君) 広中和歌子君。

〔広中和歌子君登壇、拍手〕

○広中和歌子君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問するものであります。今回の外為法の一部改正は、東芝機械による外為法違反の不正輸出事件に端を発したものであります。通産大臣が一企業の犯した違反行為の釈明のために渡米なさった背景は何なのでありますでしょうか。

一九五二年以来、日本政府はココムに参加してありますが、ココムは紳士協定であり、違反に關しては加盟国それぞれが国内法で裁くということになっております。日本としてはこれまで協定の趣旨にのっとり、外為法に基づき、共産圏への輸出規制をしてきたわけですが、一年に約二十万件に上る輸出申請のうち一件の不正があったからといって、我が国の輸出管理体制に基本的問題を提起するものであるといった政府側の問題認識は生まれ得るのでしょうか。総理はこの見解を支持しておられるのか、お伺いいたします。

それとも、東芝機械事件はたまたま発覚した事件の一つにすぎず、水面下には多くの不正があったというところでしょうか。もしそうであるならば、ココム協定に参加しながら、あまいな運用をしてきた歴代通産大臣並びに通産省の責任が問われなければなりません。ココムが紳士協定にすぎず、独自の国内体制で運用されるべきであるなら、今回のような政府並びに通産省の対応は過剰と指摘されなければなりません。この点につきまして通産大臣はどうお考えなのか、お伺いいたします。

さらに、アメリカ国防総省の見解やアメリカの一部の政治家の主張するように、この東芝機械の不正輸出が西側の安全保障を著しく損なつたという非難を受けとめるだけの十分な証拠が本当にあったのでありましょうか。

国防問題の専門家サム・ナン上院議員はその事実を否定する発言をしたと伝えられておりますし、フランスのフォレスト社の五軸制御工作機械がソ連の潜水艦スクリーナーの低下に關与しているという報道もあります。こうした事実關係について、専門のお立場から防衛庁長官、通産大臣の独自の調査による御見解をお伺いいたします。

今回の御訪米の際、通産大臣はボルドリッジ前商務長官を初め閣僚、議員などに幅広く会われたのでありますが、通産大臣はアメリカ政府に何を約束されたのか、お伺いいたします。

それは、今回の外為法一部改正や審査官を増員することなどに十分に反映しているものでありましようか。さもないければ、再びアメリカ側の不信感を招くでありません。一部アメリカのマスコミに伝えられているように、アメリカ並みの厳しいチェックを行う約束をされたということはないのか、通産大臣の明確な御答弁をお願いいたします。

アメリカの対共産圏輸出は日本の三分の一にすぎませんが、アメリカ並みのチェックとは三千七百万ドルの費用と六百二十名に上る審査官を配置することです。日本においてこのようなことが可能なのでしょうか。

次に、法案の内容について具体的に伺います。

アメリカでは、共産圏への輸出に国防総省や商務省が関係していますが、日本の場合も、今回の改正案において通産大臣と外務大臣とのいわゆる意見交換の規定を新たに設けようとしております。その意見交換の内容を両大臣にお伺いいたします。

また、防衛庁につきましては、法律上は何も定められておりませんが、実際上どのような役割を果たすのか、担当大臣にお伺いいたします。

今回の東芝機械の不正輸出事件を契機にして対共産圏への輸出が著しく滞り、多くの輸出キャンセルが続き、かつ新たな貿易の引き合いが減つていくと伝えられます。今後ココムを遵守しつつ、東側諸国との経済交流を通じて友好關係を維持するために、政府はどのような対策をとるおつもりなのか、総理、通産、経企庁の各大臣に具体的な政策をお示し願います。

第二に、平和安全条項に基づく輸出規制は、外為法が目的とする自由貿易の原則と矛盾するのではないのでしょうか。言いかえれば、このような輸出規制は、外為法が対外取引の正常な発展を期するという点から行う必要最小限の規制と言えるのでしょうか。通産大臣のお考えをお伺いいたします。

第三は、ココムリストが非公開であることも相まって、どのような貨物や技術がコクムの申し合わせを受けた平和安全条項に触れ輸出や取引が制限されることになるのか、明らかであるとは言いがたいということでもあります。このことは、企業から予見可能性を奪い、その経済活動を萎縮させ、対外貿易の健全な発展を阻害する要因になるのではないのでしょうか。通産大臣の明確な御答弁をお願い申し上げます。

第四に問題なのは、改正案が平和安全条項違反の罰則を強化しようとしていることでもあります。通産大臣、どうして平和安全条項違反の罰則を三年以下の懲役から五年以下の懲役に引き上げられたのか。このことは、それ以外の場合の罰則との均衡を失うことにはならないのでしょうか。また、果たして立入検査の対象を工場にまで広げる必要があるのでしょうか。仮にその必要性があるにしても、工場に立ち入ることは企業秘密との關係で問題を生じ得るのではないのでしょうか。通産大臣にお伺いいたします。

ココムリストは安全保障の観点からつくられておりますが、その決定は多分に恣意的であり、その視点も対ソ連及び対中国との關係のみならず、中ソ間の政治、外交關係とも微妙に絡むものでございます。さらに、西側参加国の利益上の理由から多くの例外品目が認められ、かつその内容、基準があいまいなことからも、ココムには日本のみならずアメリカを含む多くの国々の違反があったことは既に指摘されているところでございます。その点につきまして通産省の御考察をお願いいたします。

最後に、最近のココム違反へのアメリカの反応には、ハイテク産業の比較優位をめぐる競争が絡み、ソ連への技術のカーテンを厚くするにとどまらず、技術移転に關して、中核技術といった名目でココム加盟国内部に対する牽制が見られますが、その結果、我が国の高度技術の発展が阻害されることを恐れます。この点につきまして通産大臣にお伺いいたします。

臣にお伺いいたします。

言いかえれば、今回のアメリカの反応は非常に政治的であり、その行動には、特に産業が疲弊した地元を抱える政治家たちの選挙民への配慮があったと思われませんが、そうした背景の中で、アメリカの政治家は対決と論争というアメリカの手段で日本に迫っております。

一方、これまでの日本政府がとってきた経済摩擦への対応は、国際社会の調和といった抽象的なスローガンを口にするばかりで、外圧が高まると少しづつ譲歩していくというやり方です。これは諸外国に不信感を与えるだけでなく、日本国民に齒がゆさといふ立たしさを感ぜさせております。このことが、長年多くの人々によって築かれ、培われてきた日米の友好關係をますます傷つける要因となることを恐れるものであります。そうした態度に終始した日本の政府の責任は大と言わなければなりません。

以上の点につきまして中曾根総理の御所見を伺って、私の質問を終わらせていただきます。

(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇 拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 広中議員にお答えをいたします。

まず、東芝事件と輸出管理体制の変更の問題、御質問でございます。

政府としては、東芝機械の今回の不正輸出事件は、我が国を含む西側自由主義陣營の安全保障にとつて重大な問題であると認識し、そのこと自体が我が国の貿易体制を阻害する、そういう認識を持ちましていろいろの対策を講じたところでございます。やはり国際的な約束というものは守つていかなければならない。特に、日本のような場合におきましては、先ほど申し上げましたように、膨大な貿易量を持ち、かつ高度の科学技術を持つておる国で、そこにそのような国際合意を遵守するに不備な体制があるとすれば、これは我が国の貿易政策上、また国際信義の上からも、

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一六四

人がどうこう言うという問題ではなくして、我が国みずからが是正すべきものは是正すべきことである。そういう考えに立ちまして今回の法案審議をお願いし、かつ一方におきましては、行政体制における取り扱いや体制管理の整備及び業界あるいは企業に対して自主管理体制の強化等も要請しているところなのでございます。

また、過去において違法事件があったのではないかと、そういう点につきましてはいろいろ調査を進めておる状況でございます。申し上げる段階ではないのであります。

東側諸国との経済交流の問題につきましては、我が国は貿易立国として自由貿易の考え方のもとで貿易を拡大し、かつ世界と共存共栄して経済を発展させる、相ともに拡大経済に持っていく、そういう考えののちでやっておりますものであります。共産圏貿易につきましても、互恵の原則のもとに健全な形で発展していくことが望ましいと考えていることに変わりはありません。

ただ、我が国は西側諸国の一員として、ともに安全保障の確保の見地から紳士協約的な合意を行っておるものでございまして、その合意は尊重し、遵守していかねば、我が国自身の貿易を阻害するという結果が出てくると申し上げている次第なのであります。共産圏貿易につきまして一定の制約が生じていることは、現在の世界情勢から見てやむを得ないと考えておる次第であります。

今回の法改正は、ココム関連の貨物及び技術の取引等について違法な取引が行われた場合について罰則及び行政制裁を強化しようとするものであります。今回の改正において、これを機に規制対象となる貨物及び技術の範囲を我が国が拡大しようとするという考えではないのであります。先ほど申し上げましたように、科学技術の発達等々諸般の情勢から、国際的な協議をもちまして必要に応じて追加し、あるいは削除をしておる。我が国は我が国独自の考えをもちましてこのような協

議に依拠しておるということなのであります。

我が国の外交、政治姿勢につきまして御質問がございましたが、東芝機械の今回の不正輸出事件は、我が国の安全保障を損なう危険があるのみならず、西側自由陣営の安全保障にとつても重大な問題であるとの認識に立ちまして、同様事件の再発防止に万全を期するために諸般の御提案を申し上げており、また対策を講じておるところでございます。

経済制裁、経済対策等の問題、経済問題の処理につきましては、従来も我が国独自の主張をもちまして主張すべきものは主張し、また遵守すべきものは遵守するという態度で、本件も例外ではないのであります。我が国外交、政治姿勢の基本は、我が国を含む西側自由主義陣営の安全保障を確保し、我が国経済の存立の基盤である自由貿易体制を擁護し、国際社会の調和を図っていくというところであります。今後とも大局の見地から我が国の進路に誤りのないよう考えていくつもりでございます。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣田村元君登壇、拍手〕

○国務大臣(田村元君) 広中議員にお答えをいたします。

大要御質問の数がたくさんでございますので、少し時間かかるかもしれませんが、どうぞお許しを願いたいと思います。

政府といたしましては、東芝機械の不正輸出事件は、我が国を含む西側自由主義陣営の安全保障にとつて重大な問題であると認識いたしております。このような事件の発生したことににつきまして本当に遺憾に存じております。

同様の事件の再発防止に万全を期するために、政府としましては、輸出管理体制の強化を図ることとしておりまして、その軸となる外為法改正について国会審議をお願いしているところでございまして、また、他に違反事件があったか否かにつきま

ては、現在、通産省におきまして、貿易局審議官を長とする特別検査チームが徹底調査中でございます。具体的調査内容につきましては、調査中でございますので、申し上げることはばかりたいと思います。

それから、多くの不正があったかどうかはとにかくとして、このような結果となったことにつきましては、その責任を痛感いたしております。要員見直し等を図りますと同時に、一層の監督に励みたいと考えております。

今回の東芝機械事件におきまして、ココム関連の貨物の不正輸出等がもたらす影響の重大性を深く認識いたしましたのであります。このために、政府としましては、あらゆる角度から類似の事件の再発防止に全力を挙げているものでございまして、過剰反応という御指摘は当たらないものと考えます。

東芝機械によりましてココム違反事件が起こりましたが、ソ連潜水艦のスクリー音減音との因果関係につきましては、具体的な証拠、いわゆるエビデンスは入手しておりませんが、因果関係に関する嫌疑は濃厚ということでございます。

いづれにいたしましても、本件につきましては、我が国として調査を行った結果、本来輸出承認を要するプロペラ加工を行いつつ高度な工作機械について、その性能等に関する偽った申告が行われたことなどにより、外為法に違反する不正な輸出が行われたことが判明しております。

ココムでの申し合わせ及びこれを受けた我が国の法令に違反して高度な工作機械が不正に輸出されたこと自体が、西側の安全保障に重大な懸念を生じかねないゆゆしい問題であると考えております。

それから、フランスのフォレスト社に関する報道がなされていることは承知しておりますが、事実関係につきましては、現時点では確認しておりません。今後、外交ルート等によりまして確認に努めたいと考えております。

今回の事件につきましては、我が国みずからの問題として、その再発防止に全力を挙げております。訪米は、こうした我が国の姿勢及び再発防止策を説明することによりまして不信感を払拭するためのものでございました。当方からは、東芝機械事件について遺憾の意を表するとともに、重大な決意を持って再発防止のための徹底した措置を講ずる考えを表明いたしました。このような認識に立ちまして、再発防止策としては、外為法改正案の国会への提出、輸出管理のための人員の大幅増加、検査体制の拡充強化などを説明いたしました。

これに對しまして、米行政政府は、日本の立場を評価するとの反応でございました。議会関係者につきましても理解は深められたと考えますけれども、反応には率直に言つて非常に厳しいものがございます。

我が国としましては、今回の事件の重大性を深く認識いたしております。このような事件の再発防止のため、あらゆる角度から対策を講ずることが必要であります。この一環として、今後再発防止対策の軸として外為法改正を提案するとともに、通産省における審査・検査に当たる人員の大幅な増員を要求することとしております。また、これらの再発防止策につきましては、先般の訪米時を初め、累次米国に説明してございまして、評価を受けているところでございます。

通産省としましては、今回のような事件の再発防止につきまして、あくまでも我が国自身の問題としてとらえ、再びこのような不正輸出が行われることのないよう、再発防止に全力を挙げているところでございます。その際、今回の事件の教訓を十分取り入れたものとするとしております。

すなわち、今回の事件は企業の虚偽の申請によるものでございまして、通産省としましては膨大な申請件数を少数の者が判定せざるを得ず、ややともすれば個々の案件の処理が画一的に

流れる嫌いがあつた点を踏まえまして、輸出審査・検査人員の大幅増加、重点分野について厳格な審査を行うための省内審査会の設置、違反防止のための調査体制強化を進めております。これらによりまして、再発防止に万全を期すべく努力しているところでございます。

従来から通産省は、外務省と、コムハイレベル会合等、国際的な会合への出席、政令改定時の協議等におきまして緊密な協力を行ってきたところでございます。

またさらに、この臨時国会に提出しました外為法改正案におきましては、国際的な平和及び安全の維持の観点から、従来の協力関係を一層強化して、通産大臣と外務大臣との間の緊密な連絡、意見交換を行うため、法律に規定することとしたしました。

通産大臣が外務大臣に意見を求めることができる場合といたしましては、例えば重点的に審査すべき案件として、戦略物資等輸出審査会に付議される大口案件や工作機械など特に戦略性の高い分野の輸出に関する場合などが考えられます。

外務大臣が通産大臣に意見を述べることができるとしては、通産大臣が意見を求めた場合のほか、例えば個別案件につきまして、不正行為により許可の対象たる貨物の輸出または役務の取引が行われ、または行われようとしていることにつきまして外務省が情報入手し、調査が必要となる場合、また、戦略物資の輸出管理について国際的な平和及び安全の維持の観点から特に留意すべき点が生じた場合などが想定されます。

外務省の意見交換を定めました規定は、他の国務大臣がその所掌に基づきまして通産大臣と意見の交換を行うことを何ら排除する規定ではございません。したがって、防衛庁が防衛庁設置法第六條第十一号に基づきまして、国際的な平和及び安全の維持の観点から通産大臣に意見を述べることが可能であることは申すまでもございませ

我が国は貿易立国として、自由貿易の考え方のもとで貿易を拡大いたし、経済発展を図ってきたものでございます。共産圏貿易につきましても、健全な形で発展していくことが望ましいとの考え方に変わりはございません。

このような観点から、我が国としては、従来から、政府ベースの意見交換の場として、日ソ間で政府間貿易協議、日中間では日中閣僚会議、先般も終わったばかりでございますけれども、日中閣僚会議を開催するなど、東側諸国との経済交流の円滑化に努めてきております。

我が国としては、自由主義陣営の一員として、コムの申し合わせを遵守しながら、今後とも東側諸国との経済関係の健全な発展に努めてまいりたいと思っております。

本来、輸出取引等は自由に行われることが原則でございます。申すまでもありません。しかし、戦略物資の輸出などにつきまして何らの規制もなく放置することは、国際的な平和及び安全を脅かし、ひいては我が国の対外取引の正常な発展及び我が国経済の健全な発展を阻害するおそれがあるために規制を行っているところでございます。

今回の法改正は、東芝機械事件でも明らかのように、コム関連の貨物及び技術に係る違法輸出等の影響の重大性にかんがみまして、このような事件の再発を防止するために罰則及び行政制裁を強化しようとするものでございます。今回の改正によつて規制対象貨物及び技術の範囲を拡大するものではございません。したがって、適法な取引を行っている限りにおきましては従来と変わりはなく、原則自由、例外禁止という外為法の基本的考え方を変更するものではございません。要は企業がルールを守れば何ら関係のないところでござい

「国際的な平和及び安全の維持を妨げる」と認められるものとして許可を受けなければならぬ範囲は、現在と同様、輸出令等の政令で具体的に明示することとしておりまして、その範囲が不明確

になることはないものと考えております。したがって、企業の見込み可能性を審い、その経済活動を萎縮させるようなことはないと考えております。また、今回の外為法の改正による罰則の強化は、違反行為の引き起こす重大な影響に着目し、その保護法益の重大性を反映して行われるものでございまして、他の場合に比して均衡を失うとは考えておりません。

戦略物資の輸出管理に当たりまして、輸出貨物の性能等につきまして、工場に立入検査を行い、確認することが必要となる場合が予想されますが、従来の規定では、立入検査の対象として工場が含まれているのか否か明確でなかったために、今回の改正において確認的に「工場」という文言を書き込んだものでございます。企業秘密にかかわるものでありまして、輸出管理上必要があると認める場合には立入検査を行うことが必要であると考えております。

何が戦略上重要な物資であり、その輸出を規制すべきか否かについては、コムの場において参加国全員の同意のもとに決定されておりました。その決定が恣意的であるとの御指摘は私は当たらないと思ひます。

また、我が国を初め各コム参加国は、西側の安全保障の確保というコムの趣旨から見ても、真に規制が必要なものについて規制を行うことにより、規制を合理的かつ実効あるものにするように努めております。

なお、我が国以外のコム参加国におきまして、コム規制に関する国内法違反の事例があることは事実でございます。各参加国におけるコムの申し合わせを尊重して、輸出管理の確実な実施が重要であることは申すまでもございませ

私の訪米時を初めとする種々の要人との会談の状況などから考えまして、米国側は、今回の東芝機械事件を奇貨として日本のハイテク産業をねらい撃ちしたということではなくて、西側全体の安全保障について大きな影響を生じかねない重大問

題であるとの危惧のもとに対応しているものと考えております。すなわち、米国が日本の技術を抑え込むような戦略をとっているとは考えておりません。

また、実際のところ、今回の事件をめぐる一連の動きによりまして、我が国の高度技術の発展が阻害されることはないものと考えております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣栗原祐幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(栗原祐幸君) お答えをいたします。まず、ソ連潜水艦の静粛化についてであります。一般的に、ソ連の潜水艦は静粛化を含めその性能向上が図られているものと承知しており、防衛庁といたしましては、今後ともその動向には注目してまいりたいと考えております。

しかしながら、コム規制を所管していない防衛庁といたしましては、コム規制違反について調査を行う立場にありません。したがって、東芝機械のコム規制違反事件や御指摘の報道の件とソ連潜水艦の静粛化との関係について申し上げることは差し控えたいと思ひます。

次に、防衛庁の果たす役割について申し上げます。我が国の対外取引の規制は、通産省の所管に係るものでございますが、外為法に言う「国際的な平和及び安全」は、当然のことながら我が国の平和及び安全を包含するものであり、我が国の防衛を所掌する防衛庁といたしましては可能な範囲で外為法の運用に協力していくつもりでござい

以上であります。(拍手)

〔国務大臣倉成正義君登壇、拍手〕

○国務大臣(倉成正義君) 広中議員にお答えいたします。

国際的な平和及び安全の維持を図ることは、我が国の国民経済の健全な発展を達成する上で基礎的な条件でありまして、かかる観点からの規制は

一六六

十二條が基本的人權の一つとして保障する職業選択の自由、營業の自由の具体的内容であります。一九六九年の東京地裁判決も、コムの申し合わせを遵守するためという経済外的理由による輸出制限は、それが間接的に経済的効果を伴うものであつても違法と判示しております。したがつて、通産大臣が、経済外の、しかもその概念が全く不明確な国際的な平和と安全の維持なるものを理由に、輸出を規制し統制することは、国民の貿易の自由を侵犯する憲法違反で、斷じて許されないものと考えますが、いかがですか。また、これは憲

法の定めた適法手続、罪刑法定主義に反するものであると考へますが、見解を伺いたいと思ひます。

我が国の対米輸出依存度は、先ほど田村通産大臣もあつて「過度に」という言葉を使われましたが、八六年度で三八・五％という異常な高さであります。実は中曾根内閣の五年間に二・八％も高くなつてゐるということが重大であります。加えて、今度の改正案で、汎用技術、一般ハイテク製品に至るまで、社会主義諸国への貿易活動の全般にわたつて統制することになれば、我が国の貿易と経済は、日米安保条約によつて軍事的諷属と対米依存をさらに深め、アメリカの不当な対日要求をさらに助長するのは明らかと考へますが、總理、いかがですか。

そうではなくて、社会主義国を含む世界各国との平等、互恵の立場から、自主的、平和的な政治経済関係を確立することこそ、我が国経済の眞の発展に寄与するものと思ひますが、いかがですか。

最後に、我が党は、コム規制の強化に断固として反対し、コムからの脱退、その根源にある日米軍事同盟、安保条約を廃棄することを要求して、質問を終わるものであります。(拍手)

〔國務大臣(中曾根康弘君) 市川議員にお答えをいたします。〕

まず第一は、法律改正の性格の問題でございますが、今回の外為法の改正による罰則及び行政制裁の強化は、一面において、自由貿易原則というものを護持していくためにも、かつまた、コムによる国際合意に基づく信義を我が国が実行していくためにも必要な政策なのであります。もちろん、これらはあくまで自主的な判断のもとに各国との協議の上で実行されているものでありまして、米国の国防報告云々という御質問がございまして、これはあくまで我が国の自主的方針、貿易政策に基づいて推進しているというふうに御理

解願したいと思つております。

ワインバーガー長官との会談は、六月二十九日に会談をいたしました。コムについては、東芝機械事件を深刻に受けとめており、再発防止のための体制強化について検討するとともに米國とも協議をいたしたいと、そういうことを私から通告したものでございまして。

次に、コム規制縮小からの転換ではないかという御質問でございますが、先ほど御答弁申し上げましたように、国際協議に基づいて、その内容あるいは大きさ、枠というふうなものは協議で形成されておるものであります。最近における科学技術、特にハイテクの急速な増大、こういうような情勢から見まして、アイテムを追加することあるいは削減することというのは随時行われておるものであり、我が國といたしましては、国際的な安全保障の協力、それから我が國独自の貿易政策という面からこの協議に参加しておるといふ実情なのでございまして。

また、仮想敵國云々という御質問でございますが、これは貿易政策上の取り扱い対象國という意味でありまして、軍事的な意味における仮想敵國という考へは持っておりません。あくまで憲法の平和主義、国際協調主義の理念のもとに我が國の政策は行われてゐるのであります。

次に、コム規制の問題につきまして、先ほど申し上げましたように、外國も同じような考へを持ちまして、各國の自主的な判断のもとに各國が協議を合してゐるという状態でございます。特に、規制に当たるといふ点からいふと、いろいろなボーダーラインケースが、最近では新しい科学技術の発展に応じて出てきておるわけでありまして、これらのボーダーラインケースにつきましては、各國がそのたびごとに協議して、共同で判定する、そういう形で行われており、あくまでも自主性を堅持しながら各國の協議が行われておる、そういうふうに御理解願いたいと思つております。フランス社の問題につきましては、フランスも

同じようにコムの一員でありまして、このルールを同じように守つて、規制しておる状態なのでございまして。フランス社がどの程度の内容の違反をやつたかやらないか、この状況については、外國のことでありますから知悉はしておりません。可能な限り調査はいたしてみたいと考へております。

次に、輸出の自由と法改正の問題でございますが、憲法第二十二條の職業選択の自由は、營業の一環として行われる輸出等の自由をも包摂する概念ではあります。しかし、國際的な平和及び安全の維持を妨げると認められる輸出等として許可の対象となる取引は、我が國の對外取引の正常な発展及び我が國經濟の健全な発展を阻害するおそれのあるものであり、かかる取引について規制することは、憲法第二十二條に違反するものではないと考へております。

罪刑法定主義との関係でございますが、國際的な平和及び安全の維持を妨げると認められるものとして、許可を要する技術取引または貨物の輸出については、政令で具体的に明示することとしておりまして、その範圍は明確であります。したがつて、罪刑法定主義に反するものではないと考へております。

次に、自主的、平和的政治経済關係の樹立に関する御質問、特に共產國との關係でございますが、共產國貿易についても互恵の原則のもとに健全な、正常な形で発展していくことが望ましいと考へております。我が國は西側自由諸國の一員として、西側全体の安全保障の確保の見地からコムに参加しており、これに関する合意は遵守してゐる考へております。このため、共產國貿易に一定の制約が生じることやむを得ないと考へておりますが、正常な、健全な貿易というものを阻害する考へは持っておりません。

コムからの脱退は考へておりません。日米安全保障條約は堅持していく考へてございまして。残余の答弁は關係大臣がいたします。(拍手)

〔國務大臣(田村元君) 市川議員にお答え申し上げます。〕

主要西側自由主義諸國は、戰略物資等の共產國への無制限な流出を制限する必要があるとの認識に立つて、コムへの申し合ひを遵守して各國の國內法で規制を行つてゐるところでございます。

我が國としましては、自由主義陣營の一員でございますから、その規制の必要性を認識して、主要西側自由主義諸國との円滑な貿易關係を維持する必要があるとの認識に立ちまして、みずからの判断によつてコムへの申し合ひを遵守してゐるところでございます。

したがいまして、我が國として、このような規制を行うことによつて我が國の主權が侵されることになると考へておりません。(拍手)

○副議長(瀬谷英行君) 閉會。

〔國務大臣(中曾根康弘君) 市川議員にお答えをいたします。〕

○閣僚答へ 私は、民社党・國民連合を代表しまして、外國為替及び外國貿易管理法の一部改正案につきまして、政府に対して質問するものでございまして。

第一は、この改正案の背景になつてゐる基本的考へ方につきまして總理に質問いたします。民社党は基本的にこの改正案に賛成するものであります。政府の考へが我が國のそれと同じであるかどうかを確認するためでございます。

まず最初に明らかにしておきたいことは、國際情勢の認識についてであります。戦後既に四十二年を経過しましたが、その間、局地的な紛争は連続して起こつてゐるにいかかわらず、世界的規模では平和が維持されてまいりました。それはアメリカを中心とする自由世界とソ連を盟主とするソ連共產世界とその軍事的衝突を回避してきたからでございまして、その衝突の最大の抑止力になつたのは、自由世界がソ連共產世界に劣らないだけの力の均衡を維持したからで

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一六八

あります。確かにゴルバチョフ書記長のものとのソ連は、軍縮などの対外政策及び国内改革について歓迎すべき変化の兆候を見せておりますけれども、全面的軍縮交渉の前途はなお遠慮であり、国内改革の前途には多難が予想されます。当分の間は米ソの軍事的対立はなお続くものと考えべきであります。

そうであるとするならば、日本は、日本と同じ憲法体制を持つ自由世界の一員としてそれに協力する以外に道がないわけであり、もちろん日本は、憲法の制約があります。したがって、軍事的協力には限界がありますが、少なくとも日本の安全保障が自由世界の安全保障に依存することを認識して、先般の東芝機械の不正輸出に見られるような、自由世界の軍事的勢力を弱めかねないようなことは断じて許してはならないと思うのであります。

これに對しては、政治と経済とは別であって、政治的には対立しても経済的には自由貿易をソ連圏とも続けるべきであるとか、あるいは安全保障の見地を經濟に導入するのは自由貿易に反するといふ意見の人もありますが、それは私はいづれも間違ひであると思ひます。政経分離論は、政治、經濟、防衛等を多元的に分離して考へる自由世界の内部においては通用しても、政治がすべてを支配する一党独裁の國においては通用しないわけであり、自由の經濟活動ができるのはその國の安全が保障されているからであります。自由の經濟と自由放任とは違ひます。自由の經濟論者であつたアダム・スミスも、「國富論」の中で、航海条令を擁護する論議といたしまして、「國防は富裕よりはるかに大事である」と言つておられます。

民社党は、以上のような見地から改正案に賛成するものでありますが、總理の見解はそれと同じであるかどうか、それを確認したいと思ひます。第二に、總理にお伺ひしたいことは、今度のようないふ不祥事件を招いたことについての歴代自民党内閣の責任についてであります。

今回の東芝機械事件発覚のきっかけをつくつた熊谷氏の「文藝春秋」八月号に寄せた手記によりますと、ソ連へのそのような物資の売り込みは日常茶飯事であり、東芝機械事件は冰山の一角にすぎないと述べておられます。私は、必ずしもこの記述がすべて正しいとは即断いたしません。日本企業や國民の一部の中に、國家の安全保障についての感覚が十分でないことは否定できないと思ひます。さらに、東芝機械事件について最初にコムから日本に照會がありましたのは六十一年の十二月であり、アメリカ政府から外交ルートを通じて照會があつたのは六十一年の六月であります。そのような通報を通過省は輕視してゐたのであります。これも通過省官僚の國家の安全保障への感覚の希薄さを示すものと言へましょう。

このように、水と安全とはたゞで手に入ることのできるのだ、そういうふうな考へ方が日本の國民の一部にありますが、そのような考へ方が經濟界、官庁あるいは國民の一部に見られることの責任の一半は、歴代政府が國家の安全保障の重要性を正面から國民に訴へることに對して積極的でなかつたことにあると思ひます。昨年の安全保障會議設置のときも、民社党は國家安全保障會議と國家という名稱をつけることを要求したのに對して、總理は國家という名はつかない印象を國民に与えるからという理由で拒否されました。このようなあいまいな政府の態度が國民の安全保障感覚を希薄ならしめた反省はされませんです。

この問題に關連して第三の質問を通過大臣に申し上げます。それは、改正法案の第二十五条及び第四十八条に書かれてゐる國際的な平和及び安全の維持の文言についてであります。この場合、國際の平和はまだいいとしても、國際的な安全の維持とは一体何を意味するのであります。これは國連憲章であるとか日米安保條約とは違ひまして、國內法であります。まず日本の國家の安全保障、安

全のためにと書くべきではないでしょうか。今度の法律の改正につきましても、アメリカが怒つてゐるからそれをなだめるためであるとか、あるいは日本たゞきを緩和するため、外交上の配慮からやむを得ずやつてゐるのだという印象を持つてゐる人が少なくありません。最近ヴォルフレンというオランダのジャーナリストが「日本問題」という論文を書きましたが、その中で、日本という國は外圧を加へなければ動かない國だといふ趣旨のことを書いておられます。今度の場合も、もしアメリカの圧力に屈して日本が対応したのだという印象が広がりますならば、單にアメリカのみならず、他の外國もその要求を貫徹するために外圧を加えてくるのでありましょう。また、泣く子と地頭には勝てないのだ、だから頭を下げるというのであります。國民の間に屈折したナショナリズムが起つてくる危険があるわけであり、私は、これは極めて危険なことであると思ひます。あえて文面の修正を求めたのはごいませうが、その危険を避けるために、今度の改正はまづ何よりも日本の安全の保障のためにやるのだといふことを經濟界及び國民に對して強調していただきたい。また、必要な場合は、單に外務大臣の意見を求めるのみでなしに、防衛庁長官の意見にも進んで耳を傾けていただきたいと思ひます。

第四の質問は、外務大臣に對してであります。コム協定は紳士協定と言われるものでありますが、約束した以上はそれは遵守しなければなりません。しかし、最近の技術、特に先端技術の領域では、進んでゐるものがたちまちにして陳腐化し、民需用と軍需用の境界が明白でない、いわゆるグレーゾーンに属するものがふえてきつてあります。それゆゑ、その禁輸リストの絶えざる見直しが必要であります。しかも、コムの委員会は自由國諸國內における貿易上の利害が對立する場でもあります。いやしくも力の強い國の企業利益が優先することがないように、外務省として

も、關係省庁と連絡の上、格段の努力をしていただきたい。そして、これは單にコム關係だけの問題ではなしに、外交交渉すべてについてであります。眞の國際主義といふのは、それぞれの國がその利益を主張し合ひつゝ、その協調点を求めていくことにあると思ひます。これについて外務大臣の所見をお伺ひいたします。

最後に、私の質問を終わるに当たりまして、ウィンストン・チャーチルの言葉を引用しておきたいと思ひます。

第二次大戰でイギリスを戰勝に導いたチャーチルは、戰後「第二次大戰回顧録」といふ本を書いておられます。その開巻第一ページに、「イギリス國民は、善意ではあるが無知と輕率であつたため、不必要な戰爭を自ら招き寄せた」と書いておられます。ナチスが台頭してきて、ベルサイユ條約を無視するやうな行動をしてゐたときに、イギリス國民は平和を愛好する善意は持つておりましたけれども、歴史の教訓に無知で防衛の問題を輕視してゐたために、戰う必要のなかつた戰爭をみづから招き寄せたといふ意味であります。日本國民もそのやうなイギリス國民の失敗の教訓から學んでいただきたい、そのことをつけ加えて私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○國務大臣(中曾根康弘君) 閣議員にお答えをいたします。

閣議員がおっしゃいましたやうに、今日の平和と安定が東西間の力の均衡、抑止力によつて維持されてゐる、その冷感な現実を踏まえて我々は今後とも政策をやらなければならぬ、かつまた自由主義、民主主義といふ共通の価値観を共有してゐる諸國と連帯と協調が不可欠である、政経分離あるいは安全保障と經濟というものを分離する、そういう考へは全体主義國家、一党獨裁國家については通用しないといふお考えでございますが、全く同感であります。

今回の外為法の改正と安全保障の問題につきま

しては、これは実は東芝が行った虚偽の申告を見抜けなかった、また調査を行いましたが、その調査が必ずしも完全でなかったという点について政府は大いに反省もし、管理体制不備の是正という問題について誠意を持って取り組んでおるところであり、かつまた、企業に対しては自覚がルーズであったという点の警告を発し、企業自主管理体制をさらに強化しておるところなのでございます。

今回は、そういう意味におきまして、法文上も原則自由の体系は維持しながらも、コム関連の貨物輸出等につきましては、国際的な平和及び安全の維持に関連のある取引を法文上明記いたしまして、これに係る違反行為について罰則の強化等を行いまして、その点に対する反省も加えた次第なのでございます。

次に、安全保障意識の御質問でございますけれども、国の安全保障の重要性というものはあくまで私は認識しております。国防会議を廃止いたしまして安全保障会議を設置し、また総合安全保障関係閣僚会議もあわせて適宜開催しておりますが、国民に対しては、常に白書あるいはその他を通じて、安全保障に対する重要性を認識するように努力しておるところでございます。

閣議長の御持論であります、安全保障会議に国家の名前を冠しないのはけしからぬという御質問でございますが、それも一つの御見識であると思ひますが、その肩を張らないでも、実質的には同じであつて、むしろ現在の方が国民に対しては入られやすい、そういう感じも実は政府といたしましていたしておるのでございます。あくまで安全保障というものは国家が責任を持ってやるものでありますから、おっしゃるような御趣旨は我々も全く実質的には同感であるということでありま

ります。

昭和六十二年八月二十八日 参議院会議録第八号

いうような、そういうものではないのでありまして、国際信義を回復し、かつまた安全保障を確保し、我が国の貿易政策を健全発展たらしむる、そういう意味から自主的にこれは積極的に行つておる、そういうことを御理解願いたいと思つてござい

ます。

残余の答弁は閣僚大臣がいたします。(拍手)

○閣僚大臣(田村元君登壇、拍手)

「国際的な平和及び安全とは、国際社会の一員たる我が国を含めた国際社会の平和及び安全を指すことは申すまでもございせん。

外為法で「国際的な平和及び安全」という文言を用ひましたのは、国際紛争の脅威等によつて我が国を含む国際社会の平和及び安全が脅かされることに着目したものでありまして、平和国家たる我が国の立場を踏まえたものでござい

ます。

今回の東芝機械による不正輸出事件にかんがみま

す、国際的な平和及び安全の維持を妨げると認められる取引を何らの規制もなく放置することは、西側諸国の我が国に対する経済的圧迫を招き、我が国自身の対外取引の正常な発展と経済の健全な発展を阻害することは明らかでござい

ます。

このため、同様の不正輸出事件の再発防止に万全を期するため、その違反行為を従来以上に厳しく罰する必要があるとの認識に基づきまして、我が国みずからの判断でコム関連貨物、技術に係る外為法違反行為に対する罰則強化等を主たる内容とする外為法改正案の審議をお願いしているものでござい

ます。

改正後の第六十九条の四の規定は、外務大臣以外

の閣僚大臣がその所掌に基づき通産大臣と意見の交換を行うことを何ら排除する規定ではござい

ません。したがひまして、防衛庁が防衛庁設置法

第六條第十一号に基づき、国際的な平和及び安全の維持の観点から通産大臣に意見を述べることが及び通産大臣が防衛庁長官に意見を求めることが

可能であることは申すまでもございせん。通産省としましても、必要に応じて防衛庁の意見を求めたいと考えております。(拍手)

○閣僚大臣(倉成正君登壇、拍手)

「閣議員にお答えいたします。

御指摘のグレイゾーンに当たる汎用物資のコムにおける取り扱いにつきましては、通商の利益と安全保障上の考慮を調整する必要がある端の例であると考えておりますが、西側の安全保障を確保するとの共通の利益の立場に立つて判断すべき問題でございまして、我が国としては、我が国の利益も踏まえつつ、公正に対処するとの見地に立ちまして、技術の進歩に応じて絶えず見直しを行うために、関係各省庁間で十分協議する体制を整えてコムの場で遺漏なきを期してまい

る所存でござい

ます。

なお、外交はその国の利益を主張し、同時に相手国との調和を図るべきであるという先生の御意見は全く同感でござい

ます。ありがとうございます。

○閣僚大臣(瀬谷英行君)

これにて質疑は終了いたしました。

○閣議長(瀬谷英行君)

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため

の日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について承認を求める件(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)

日程第二 政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求める件(衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長森山眞弓君。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について承認を求める

の件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年八月二十七日
外務委員長 森山 眞弓
参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、カナダとの現行の租税条約を、OECDモデル条約案等を踏まえて全面的に改正しようとするものであつて、企業が相手国で事業を営む場合の所得に対する相手国の課税基準、船舶又は航空機による国際運輸業所得に対する相互免税配分、利子及び使用料に対する源泉地国の課税軽減、文化交流のための両国政府間の特別の計画に基づく活動による所得に対する相手国の租税免除、短期滞在者、学生等の所得に対する滞在地国の租税免除等の措置を定めるとともに、二重課税を排除する方法を規定したものである。この条約の締結により、両国間の経済及び文化の面で交流が一層促進されることが期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(第百八回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

昭和六十二年八月二十五日
衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 藤田 正明殿

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年八月二十七日
外務委員長 森山 眞弓
参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、カナダとの現行の租税条約を、OECDモデル条約案等を踏まえて全面的に改正しようとするものであつて、企業が相手国で事業を営む場合の所得に対する相手国の課税基準、船舶又は航空機による国際運輸業所得に対する相互免税配分、利子及び使用料に対する源泉地国の課税軽減、文化交流のための両国政府間の特別の計画に基づく活動による所得に対する相手国の租税免除、短期滞在者、学生等の所得に対する滞在地国の租税免除等の措置を定めるとともに、二重課税を排除する方法を規定したものである。この条約の締結により、両国間の経済及び文化の面で交流が一層促進されることが期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件外一件 一七〇

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約

日本国政府及びカナダ政府は、

所得に対する租税に関する二重課税を回避し及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) カナダにおいては、

カナダ政府によつて課される各種の所得税(以下「カナダの租税」という。)

(b) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(以下「日本国の租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、そ

の改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くは、

(a) 「カナダ」とは、地理的意味で用いる場合には、カナダの領域をいい、次のものを含む。

(i) カナダの領域の外側に位置する区域で国際法及びカナダの法令に基づきカナダが海底及びその下並びに海底及びその下にある天然資源に関し権利を行使することができるもの

(ii) (i)にいう区域の上部水域でカナダが国際法において権利を認められているもの

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域(領海を含む)及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域(海底及びその下を含む)をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はカナダをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はカナダの租税をいう。

(e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びに当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが当該一

方の締約国の租税に関し当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運送する船舶又は航空機の航行(他方の締約国内の地点の間における貨客の運送を主たる目的とした航行を除く)をいう。

(j) 「権限のある当局」とは、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、カナダについては、国税大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くは、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者であるか否かを決定する。

2 2「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 事業の管理の場所

(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐる場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 事業の管理の場所

(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐる場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 事業の管理の場所

(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐる場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 事業の管理の場所

(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

(e) 作業場

(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所

3 建築工事現場又は建設若しくは掘削工事は、十二箇月を超える期間継続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合に、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動(事業を

行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（恒久的施設）を通じて行われるものであるかないかを問わない。を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ、

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかないかを問わない）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当つては、損金に算入される費用で当該恒久的施設のために生じたもの（経費及び一般管理費を含む。）は、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、控除することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単

なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間と認められる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がなしとしないならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに對しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

る。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の十パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他の利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合に、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号

当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当又は配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設若しくは恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができない。
- 2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国内においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。
- 3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府(地方府及び地方公共団体を含む。)、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府(地方府及び地方公共団体を含む。)、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によつて保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国内において租税を免除する。
- 4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。
 - (a) カナダについては、
 - (i) カナダ中央銀行

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件外一件

- (ii) カナダ輸出開発公社
 - (iii) カナダ政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が隨時合意するもの
- (b) 日本国については、
 - (i) 日本銀行
 - (ii) 日本輸出入銀行
 - (iii) 海外経済協力基金
 - (iv) 国際協力事業団
 - (v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が隨時合意するもの
- 5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)、及び所得が生じた締約国の税法上貸付金から生じた所得と同様に扱われるものをいう。
- 6 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。
- 7 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者(締約国の居住者であるかないかを問わない。)(が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払

の基因となつた債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、利子の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができ。

第十二条

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができない。
- 2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国内においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。
- 3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)(の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用上の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用上の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に關する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

いう。

- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料を生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。
- 5 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者(締約国の居住者であるかないかを問わない。)(が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。
- 6 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、使用料の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができ。

第十三条

- 1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不

動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設（不動産を除く）の一部を成す財産（不動産を除く）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内において使用するものとしての恒久的施設に係る財産（不動産を除く）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く）の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益であつて他方の締約国において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することのできる恒久的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような恒久的施設を有する場合には、当該所得に対しては、当該恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1 次条、第十八条及び第十九条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賞金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われず、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である演劇、映画、ラジオ

才若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七條、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該一方の締約国において租税を課することができる。

3 もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

4 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七條、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該一方の締約国において租税を課することができる。

5 もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づいて行われる場合には、当該所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

第十八条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に提供される役務につき、個人に對し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に對して支払われる報酬（退職年金を除く）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第十九条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

第二十条

1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六條2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七條又は第十四條の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について

一七四

第二十一条

1 カナダにおいては、二重課税は次の方法により回避される。

(a) 納付された外国の租税をカナダにおいて納付される租税から控除することに関するカナダの法令の現行の規定及びこれらの規定について今後行われる改正でこれらの規定の基本的原則に影響を及ぼさないものに従うことを条件として、日本国で生ずる所得、所得又は収益については日本国において納付される租税は、当該所得、所得又は収益について納付されるカナダの租税から控除される。ただし、カナダの法令において当該控除より一層有利な控除又は救済が規定されている場合はこの限りではない。

(b) 関連外国法人の非課税剰余の決定に関するカナダの法令の現行の規定及びこれらの規定について今後行われる改正でこれらの規定の基本的原則に影響を及ぼさないものに従うことを条件として、カナダの租税の算定上、カナダの居住者である法人は、課税の対象となる所得を算定する場合に当該法人が受け取る日本国の居住者である関連外国法人の非課税剰余からの配当を控除することを認められる。

この1の規定の適用上、この条約の規定に従って日本国で課税されるカナダの居住者の所得、所得又は収益は、日本国内の源泉から生じたものとされる。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従ってカナダにおいて租税を課される所得をカナダにおいて取得する場合、当該所得について納付されるカナダの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税

の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとす。

(b) カナダにおいて取得される所得が、カナダの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるカナダの租税を考慮に入れらるものとす。

第二十三条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることとはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない個人にも適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることとはない。

3 この条約のいかなる規定も、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に課する租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業であつてその資本の全部又は一部が第三国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものに課されており若しくは課され

ることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることとはない。

第二十三条

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けた又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、書面により申立てをするこ

とができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から二年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認め、満足すべき解決を与えることができる。ない場合においては、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができ。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十四条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約若しくはこの条約が適用される租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の

規定に反しない場合に限る。)を実施するため、又はこれらの租税に関する脱税を防止するために必要な情報を交換する。交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局(裁判所を含む。)に対してのみ開示することができ。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものとして解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十五条

1 この条約の規定は、一方の締約国が課する租税の額を決定するに当たり適用される当該一方の締約国の法令又は両締約国政府の間の他の協定によつて現在又は将来認められる非課税、免税、所得控除、税額控除その他の租税の減免をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。

2 この条約は、3に規定する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国の課税に影響を及ぼすものではない。

3 2の規定は、第十八条、第十九条及び第二十一条から第二十三条までに定める特典に影響を及ぼすものではない。

第二十六条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則

又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十七条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにオタワで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

(a) カナダにおいては、

(i) この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に自国の居住者でない者に対して支払われた又は貸記された金額について源泉徴収される租税

(ii) この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度のその他のカナダの租税

(b) 日本国においては、

(i) この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

3 千九百六十四年九月五日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約は、2の規定に従つてこの条約が適用される所得につき、終了し、かつ、適用されなくなる。

4 3に規定する千九百六十四年九月五日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の終了は、千九百二十九年九月二十一日にオタワで交換された公文により構成された船舶の運用から生じた利得に対する所得税の相互免除に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定を再び適用することを意味するものではない。当該協定は、この条約が効力を生ずる時に終了する。

第二十八条
この条約は、無期限に効力を有する。ただし、

昭和六十二年八月二十八日 参議院会議録第八号

いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

(a) カナダにおいては、

(i) 終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に自国の居住者でない者に対して支払われた又は貸記された金額について源泉徴収される租税

(ii) 終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度のその他のカナダの租税

(b) 日本国においては、

(i) 終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十六年五月七日に東京で、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
安倍晋太郎

カナダ政府のために
B・C・スティアーズ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、下名は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第三条(e)に関し、者には、遺産及び信

託財産を含む。

2 条約第四条2に関し、双方の締約国の居住者に該当する個人又は法人については、次の原則を適用して、問題を合意により解決する。

(a) 個人については、

(i) 当該個人は、その使用する恒久的居住が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的居住が双方の締約国に存在する場合に、当該個人は、その人的及び経済的関係のより密接な(中核となる重要な利害関係を有する)締約国の居住者とみなす。

(ii) 中核となる重要な利害関係を有する締約国の決定ができない場合又はその使用する恒久的居住がいずれの締約国にも存在しない場合には、当該個人は、その常用の居住が存在する締約国の居住者とみなす。

(iii) 常用の居住が双方の締約国に存在する場合又はいずれの締約国にも存在しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。

(b) 法人については、当該法人が国民である締約国の居住者とみなす。

3 条約第六条及び第十三条に関し、カナダにおいては、不動産の譲渡から生ずる所得は、条約第六条1の規定に従つて課税される。

4 条約第七条1に関し、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行つた場合において、その企業が当該恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行うことをやめた後、当該恒久的施設に帰せられる利得を得たときは、当該利得に対しては、条約第七条に定める原則に従つて、当該他方の締約国において租税を課することができ。

5 条約第十一条の規定にかかわらず、カナダにおいては、条約第十条3に規定する「配当」には、利得の分配として取り扱われる債券又は社債から生じた所得を含む。

6 条約第十五条1及び2並びに第二十五条2の規定にかかわらず、一方の締約国内にある大学、学校その他の教育機関において教育を行うため条約の効力発生の日の前に当該一方の締約国に入学し、かつ、二年を超えない期間滞在する教授又は教員であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又はその入国の直前に他方の締約国の居住者であつたものに対しては、その教育に係る報酬につき当該一方の締約国において租税を免除する。

7 (a) 条約のいかなる規定も、カナダが、日本国の居住者である法人の収益(船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得するものを除く。)で当該法人のカナダの国内にある恒久的施設に帰せられるものに対し、当該法人がカナダの居住者であるとしたならばその利得に対して課されることとなる租税に加えて租税を課することを妨げるものと解してはならない。この7の規定において、「収益」とは、いずれかの課税年度及びその課税年度の前の数年度においてカナダの国内にある恒久的施設に帰せられる事業利得(当該恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産の譲渡から生ずる収益を含む。)のうち、次の(i)から(iii)までに掲げるものの合計額を超える額をいう。

(i) そのいずれかの課税年度及びその課税年度前の数年度において当該恒久的施設に帰せられる事業上の損失(当該恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産の譲渡から生じた損失を含む。)

(ii) カナダにおいて当該利得に対して課されたすべての租税(この7の規定にいう付加的な租税を除く。)

(iii) カナダの国内で再投資された利得。ただし、その額は、この条約の署名の日に施行

所税に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件外一件

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について 一七六

されているカナダの国内にある資産に対する投資についての控除の算定に関するカナダの所得税法第二百九条1(b)の規定及びこれらの規定について今後行われる改正でこれらの規定の基本的原則に影響を及ぼさないものに従つて、決定する。

(b) (a)の規定は、いずれかの課税年度及びその課税年度の前の数年度におけるその法人及びその法人と同一又は類似の事業を行うその法人と関連する法人の収益の総額が五十万カナダ・ドル(五〇〇,〇〇〇カナダ・ドル)又は同締約国の権限のある当局間で随時合意する額を超える場合にその超過分についてのみ適用される。この(b)の規定において、一方の法人が他方の法人を直接若しくは間接に支配しているか又は双方の法人が直接若しくは間接に同一の者若しくは複数の者に支配されているときは、一方の法人は、他方の法人と関連するものとする。

(c) (a)の規定の適用上、付加的な租税の額は、付加的な租税を課されていない収益の額の十パーセントを超えないものとする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十六年五月七日に東京で、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
安倍晋太郎

カナダ政府のために
B・C・スティアーズ

審査報告書

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
右は多数をもつて承認すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
昭和六十二年八月二十七日
外務委員長 森山 眞弓
参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この議定書は、政府調達に関する協定の適用対象となる政府調達の範囲の拡大、入札手続の改善、落札に係る情報の公示等同協定の改正について定めるものである。我が国がこの議定書を締結することは、政府調達の分野における国際的な競争の機会の増大により期待される世界貿易の拡大に資する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用
別に費用を要しない。

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十二年八月二十五日
衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 藤田 正明殿

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

政府調達に関する協定を改正する議定書
政府調達に関する協定(以下「協定」という。)の締結は、
協定第九条7の規定に従つて行動し、
ここに、協定を次のように改正することに合意する。

協定第一条

1 協定第一条1(a)前段中「産品の調達」を「購入又は借入れ(購入を選択する権利の有無を問わない)」の方法を通じて行ふ産品の調達」に改める。

2 協定第一条1(b)

(1) 前段及び中段中「十五万特別引出権」を「十三万特別引出権」に改める。
(2) 注に次のように加える。

この協定は、第五条4の規定に従つて公示を行う時点において契約の価額が基準額と同額又はこれを超えるものと見積もられる調達契約に対し、適用する。

(3) 後段中「当初の契約に係る価額と当初の契約締結後の十二箇月の間に締結されるその他の契約に係る価額との合計額が、この協定を適用する基礎となる。」を「この協定を適用する基礎は、当初の契約が締結される会計年度の前会計年度若しくは当該契約の締結前十二箇月の間に締結した同種の一連の契約の実際の価額(可能な場合には、当初の契約締結後の十二箇月の間の調達数量及び調達価額の予想される変動を調整した価額とする。又は当初の契約が締結される会計年度若しくは当該契約の締結後の十二箇月の間に締結した一連の契約の見積価額とする。機関は、この協定を回避する目的で評価の方法を選択してはならない。」に改める。

(4) (3)で加えられた第四段の次に次のように加える。
産品の借入契約の場合における契約の価

額の算定の基礎は、次のとおりとする。
(i) 期間の定めのある契約の場合は、その期間が十二箇月以下のときは当該期間における契約の価額の総額とし、その期間が十二箇月を超えるときは見積残存価額を含む当該期間における契約の価額の総額とする。
(ii) 期間の定めのない契約の場合は、一月当たりの支払金額に四十八を乗じたものとする。

協定第二条
(i) 協定第二条に新たな2として次のように加える。
2 締約国は、法令、手続及び慣行であつてこの協定の適用を受ける政府調達に係るものについて次のことを確保する。
(a) 機関が国内に設立された特定の供給者を、当該供給者が有している外国企業等との関係(所有関係を含む。)の程度に基づいて、国内に設立された他の供給者より不利に取り扱つてはならないこと。
(b) 機関が国内に設立された供給者をその供給する産品の生産国に基づいて差別してはならないこと。ただし、4の規定に従い生産国とされる国が協定の締約国であること条件とする。

協定第三条
協定第三条3後段中「購入する」を「調達する」に改める。

協定第二条2及び3を、それぞれ、3及び4とする。

協定第三条

協定第三条3後段中「購入する」を「調達する」に改める。

協定第三条

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について 一七七

- 2 協定第三条7中「13」を「14」に改める。
- 3 協定第三条に新たな10として次のように加える。
 - 10 8及び9の技術援助には、機関の指定するガットの公用語を用いて開発途上締約国の供給者が作成する資格の審査書類及び入札書を翻訳することが含まれる。ただし、先進締約国が当該翻訳を負担と考える場合には、この限りでない。この場合において、先進締約国は、当該先進締約国又はその機関に対する開発途上締約国からの要請に応じ、その旨説明しなければならない。
- 4 協定第三条10から14までを一ずつ繰り下げ
- 5 協定第三条10(新たな11)前段中「購入計画」を「調達計画」に、「購入された又は将来購入される」を「調達された又は将来調達される」に改める。
- 6 協定第三条12(新たな13)後段中「購入計画」を「調達計画」に改める。
- 協定第四条
 - 1 協定第四条1中「購入される」を「調達される」に改める。
 - 2 協定第四条に4として次のように加える。
 - 4 調達機関は、特定の調達のための仕様の準備に利用し得る助言を、競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性のある企業に対し求め又は当該企業から受けてはならない。
- 協定第五条
 - 1 協定第五条1中「2から16まで」を「2から17まで」に、「7」を「8」に、「15」を「16」に改め、同条2中「(a)から(f)までの」を削る。
 - 2 協定第五条2(b)
 - (1) 前段として次の一文を加える。
入札の手続への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保する上で
- 不可欠なものに限定されなければならない。
 - (2) 「あつてはならない。」の下に「供給者の資金上、商業上及び技術上の能力は、供給組織の間の法的関係に妥当な考慮を払いつつ、調達機関が存する領域内における供給者の事業活動及びその供給者の世界的な事業活動の双方に基づき判断しなければならない。」を加える。
- 3 協定第五条2(c)中「購入計画」を「調達計画」に改める。
- 4 協定第五条2(d)中「機関は、」の下に「供給者がいつでも資格の審査の申請をすることができること及び」を加える。
- 5 協定第五条2に新たな(f)として次のように加える。
 - (f) 締約国は、次のことを確保する。
 - (i) 各機関及びその構成機関が、異なった手続をとる必要があることを十分に実証する場合を除き、単一の資格の審査に係る手続をとること。
 - (ii) 機関の間における資格の審査に係る手続の相違を最小限にするための努力が払われること。
- 6 協定第五条2(f)を同条2(g)とし、同条2(g)中「(a)から(e)まで」を「(a)から(f)まで」に改める。
- 7 協定第五条に新たな3として次のように加える。
 - 3 機関は、いかなる潜在的な供給者に対して、特定の調達に関する情報を競争を妨げる効果を有する方法によつて与えてはならない。
- 8 協定第五条3から16までを一ずつ繰り下げ
- 9 協定第五条3(新たな4)の見出し及び前段中「購入計画」を「調達計画」に改める。
- 10 協定第五条4(新たな5)中「購入計画」を「調達計画」に改める。
- 11 協定第五条4(a)(新たな5(a))を次のように改める。
 - (a) 供給されるべき産品の特質、数量、選択により追加される数量がある場合にはその数量及び可能な場合にはそのような選択を行うことが見込まれる時期並びに一連の契約の場合においては調達されるべき産品の特質、数量及び可能な場合には次回以降の入札の公示の見込まれる時期
- 12 協定正文英語第五条4(a)(新たな5(a))末尾の「。」を「」に改める。
- 13 協定第五条4(新たな5)に(b)として次のように加える。
 - (b) 機関の要求する調達の方法(購入若しくは借入れ又はこれらの組合せ)
- 14 協定第五条6(新たな6)前段中「購入計画」を「調達計画」に改める。
- 15 協定第五条6(a)(1)(新たな7(a)(i))中「購入する」を「調達する」に改める。
- 16 協定第五条6(c)(新たな7(c))中「3」を「4」に改める。
- 17 協定第五条7(新たな8)
 - (1) 前段中「購入計画」を「調達計画」に改める。
 - (2) 「2から6まで」を「2から7まで」に改める。
- 18 協定第五条8(新たな9)中「購入計画」を「調達計画」に改める。
- 19 協定第五条9(a)(新たな10(a))中「購入計画」を「調達計画」に改める。
- 20 協定第五条9(b)(新たな10(b))を次のように改める。
 - (b) いずれの納入期日の決定に当たつても、機関の合理的と認める必要性に基づき、調達計画の複雑なこと、予想される下請契約の範囲並びに製造、在庫の積出し及び供給地点からの貨物の輸送に実際に要する時間等の要素を考慮する。
- 21 協定第五条10(a)(新たな11(a))中「3」を「4」に、「30日」を「40日」に改める。
- 22 協定第五条10(b)(新たな11(b))
 - (1) 「3」を「4」に、「公示の日から30日」を「公示の日から25日」に改める。
 - (2) 「発出の日から30日」を「発出の日から40日」に改める。
- 23 協定第五条10(c)(新たな11(c))
 - (1) 前段中「30日」を「40日」に改める。
 - (2) 後段中「8」を「4」に、「30日」を「40日」に改める。
- 24 協定第五条10(d)(新たな11(d))を次のように改める。
 - (d) (a)から(c)までに定める期間は、5に規定する一連の契約に関する二回目以降の公示の場合には、短縮することができる。この場合において、入札書が受領される期間は、二十五日未満であつてはならない。二回目以降の公示は、一回目の公示を確認することを可能にするような事項を含むものとする。
- 25 協定第五条10(新たな11)に(e)として次のように加える。
 - (e) (a)から(d)までに定める期間は、機関が十分に実証する緊急事態により当該期間が実際的でなくなる場合には、短縮することができる。ただし、4に定める公示の日から十日未満であつてはならない。
- 26 協定第五条10(新たな11)に(f)として次のように加える。
 - (f) 締約国は、機関が入札書の受領又は入札に招請されるための申請書の受領の最終期日を設定する際に公示の遅れを考慮するよう確保する。
- 27 協定第五条12(新たな13)の(a)から(j)まで以外の部分を次のように改める。
 - 13 供給者に提供される入札説明書には、供給者が有効な入札書を提出するために必要なすべての情報(調達計画の公示において公表す

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について 一七八

べき情報(5)のものを除く。)及び次の事項に関する情報を含む。)を記載する。

28 協定第五條14(新たな15)の(a)から(h)まで以外の部分中「(a)から(h)までの」を削り、同条14(h)(新たな15(h))中「扱われてはならない。」の下に「調達の効果を減殺するような他の調達機会を提供すること又はこれと同様の条件が要求される限られた数の事例においては、これらの条件を調達計画の公示及び入札説明書に記載する。」を加える。

29 協定注釈中第五條14(h)(新たな15(h))

(1) 見出し及び前段中「14(h)」を「15(h)」に改める。

(2) 「あることに留意する。」の下に「このような調達を行う場合には、これらの条件を調達計画の公示及び入札説明書に記載する。」を加える。

30 協定第五條14(新たな15)に(i)として次のように加える。

(i) 選択権事項は、協定を回避する目的で利用してはならない。

31 協定第五條14(新たな15)に(j)として次のように加える。

(j) 落札者の決定は、入札説明書に記載された落札基準及び基本的要件に従って行う。

32 協定第五條15(新たな16)の(a)から(e)まで以外の部分中「1から14まで」を「1から15まで」に改める。

33 協定第五條15(d)(新たな16(d))

(1) 「購入せざる」を「調達せざる」に改める。

(2) 「場合」を「場合(注)」に改め、(d)の注として次のように加える。

注 16(d)の「既存の供給品又は設備」には、ソフトウェアの当初の調達が協定の適用を受けた場合には、当該ソフトウェアを含む。

34 協定第五條15(e)(新たな16(e))

(1) 前段中「購入する」を「調達する」に、後段中

「1から14まで」を「1から15まで」に、「購入される」を「調達される」に改める。

(2) 正文(英語)中の注の番号「3」を「5」に改める。

35 協定第五條16(新たな17)

(1) 中段中「購入を」を「調達を」に、「購入された」を「調達された」に改める。

(2) 前段及び中段中「15」を「16」に改める。

協定第六條

1 協定第六條に新たな1として次のように加える。

1 機関は、附属書Iに掲げる適当な出版物により前条15又は16の規定に基づく落札の決定の後六十日以内に公示する。

この公示には次の事項を含む。(注)

(a) 落札に係る産品の特質及び数量

(b) 契約を締結する機関名及びこの所在地

(c) 落札の日

(d) 落札者の名称及び住所

(e) 落札価額又は落札の決定に当たり考慮された最高及び最低の入札価額

(f) 適当な場合には、前条4の規定に基づき行われた公示を確認するための方法

(g) 使用された手続

(h) 適当な場合には、当該手続の使用を正当化する前条16の規定に基づく理由

注 落札に関する一定の情報は、当該情報の公開が法令の実施を妨げる等公共の利益に反し、公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害し、又は供給者の間の公正な競争を害することとなる場合には、公表しないことができる。

2 協定第六條1から9までを一ずつ繰り下げる。

3 協定第六條3(新たな4)中「落札の決定が行われたことを通知する」を「落札の決定が行われたこと、落札価額又は最高及び最低の入札価額並びに落札者の名称及び住所を通知する。もつ

とも、前段で要求される情報であつても9に定める事態をもたらすこととなるものは、当該通知に含めないことができる」に改める。

4 協定第六條4(新たな5)中「機関」を「調達を行った機関」に改める。

5 協定第六條6(新たな7)第一段及び第二段中「購入」を「調達」に改める。

6 協定第六條9(新たな10)前段中「その購入」を「この協定の適用を受けるその調達」に改める。

7 協定第六條9(a)(新たな10(a))中「関する」の下に「機関別及び全体の」を加える。

8 協定第六條9(b)(新たな10(b))を次のように改める。

(b) 基準額以上の価額により締結された契約であつて、機関別、委員会が決定する単一の分類制度に基づく産品群別及び産品の原産地別に区分されたものの件数及び価額に関する統計

9 協定第六條9(c)(新たな10(c))を次のように改める。

(c) 前条16の規定により締結された契約の件数及び価額に関する機関別、産品群別及び産品の原産地別の統計であつて、同条16(a)から(e)までの各項目のもの

10 協定第六條9(新たな10)に(d)として次のように加える。

(d) 附属書I中のこの協定の適用除外を認める規定に基づき締結された契約の件数及び価額に関する機関別の統計

1 協定第七條1後段中「議長」の下に「及び副議長」を加える。

2 協定第七條5中「前条8」を「前条9」に改める。

協定第九條

正文(英語)の3中の注の番号「4」を「7」に改める。

協定附属書II
表題中「購入計画」を「調達計画」に、「第五條3」を「第五條4」に改める。

協定附属書III
表題中「第五條6」を「第五條7」に改める。

協定附属書IV
表題中「第六條1」を「第六條2」に改める。

この議定書は、関税及び貿易に関する一般協定事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、速やかに、協定の各締約国及び関税及び貿易に関する一般協定の各締約国に対し、この議定書の認証謄本及びこの議定書の受諾の通告書を送付する。

この議定書は、千九百八十七年十月一日まで、協定の締約国が署名その他の方法によつて行つた受諾のために開放しておく。もつとも、この議定書を受諾することができず期間は、政府調達委員会の決定によつて延長することができる。

留保は、この議定書のいかなる規定についても行ふことができない。

この議定書は、協定のすべての締約国による受諾の日の後九十日目の日(千九百八十八年一月一日前の日を除く。)に効力を生ずる。

この議定書は、国際連合憲章第二百二條の規定により登録する。

千九百八十七年二月二日にジュネーヴで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

「森山眞弓君登壇、拍手」

○森山眞弓君 たいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、カナダとの租税条約は、現行条約を全面改正するものでありまして、事業所得に対する相

手国の課税基準、投資所得に対する源泉地国の課税軽減、二重課税の排除方法等について規定しております。

次に、政府調達協定の改正議定書は、現行協定について、政府調達の適用範囲の拡大、入札手続の改善、落札に係る情報の公示等の改正を加えるものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

昨二十七日、質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立木委員より、両件について反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、両件はいずれも多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(瀬谷英行君) これより両件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(瀬谷英行君) 過半数と認めます。

よつて、両件は承認することに決しました。

○副議長(瀬谷英行君) 日程第三 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案

日程第四 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案の実施のための関係法律の整備に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長村上正邦君。

審査報告書

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年八月二十七日

大蔵委員長 村上 正邦

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金について、国債償還に支障の来たさないことを前提に、その一部を活用し、社会資本の整備の促進を図るため、当該事業等から収益が生ずる公共事業、通常の公共事業及び民生活事業の三つの事業を対象とした国の無利子の貸付制度を創設するとともに、その財源措置その他同制度の運用に関し必要な事項を定めるものであり、おおむね要当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和六十二年一般会計補正予算において、国債整理基金特別会計から四千五百八十億円を受け入れることとし、同金額に事務費千七百八十八万円を加えた金額を産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れることとしている。

附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一、内外の社会経済情勢にかんがみ、均衡かつ調和ある経済発展に資するため、引き続き適切かつ機動的な財政金融政策の運営に努めること。

一、公債に対する国民の信頼を保持するため、今後においても、所要の償還財源の確保に努め、公債の償還に支障なきよう万全を期すること。

一、昭和六十三年以降の日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用にあつては、国民共有の資産としての同株式の性格を踏まえ、諸般の要請に応え、その効果が広く国民に均霑するよう配慮すること。

一、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の一部を原資とする貸付金については、内需拡大・地域活性化という目的に資するため、生活関連社会資本の整備等を含め、真に緊急かつ必要な事業に対して重点的に配分するよう努めること。

一、昭和六十二年以降の日本電信電話株式会社の株式の売払収入にあつては、上場後における巨額の株式売却となることにかんがみ、株式市場全般に対する影響を考慮の上、適正な価格で、公正に売却することに努めること。

右決議する。

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年八月二十日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案

(趣旨)

第一条 この法律は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を運用し、社会資本の整備の促進を図るため、国の融資に関する特別措置を講ずるとともに当該資金の運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(国の無利子貸付け)

第二条 国は、当分の間、別に法律で定めるところにより、道路、公園その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の公共的な建設の事業(以下この項において「公共的建設事業」という。)で、次に掲げるものに要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

一 地方公共団体以外の者が国の直接又は間接の負担又は補助を受けずに実施する公共的建設事業のうち、当該公共的建設事業(これと密接に関連する他の事業を含む。)により生ずる収益をもつて当該公共的建設事業に要する費用を支弁することができるものと認められるもの

二 地方公共団体等が実施する公共的建設事業のうち、都市開発事業、工業団地造成事業、集落地域の整備事業その他の一定の区域の整備及び開発の事業の一環として一体的かつ緊急に実施する必要があるもの

三 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)を超えない範囲内で別に法律で定める。

第三条 国は、当分の間、国民経済の基盤の充実に資する施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進することを目的とする法律に基づき当該施設を整備する事業その他の政令で定める事業のうち、地方公共団体(その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。)の出資又は拠出に係る法人が行う事業でこれらの事

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号

日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案外一件

一八〇

業により整備される施設がその周辺の相当程度広範囲の地域に対して適切な経済的効果を及ぼすと認められるものに係る資金について、日本開発銀行、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫(以下この項、第六條及び第七條において「日本開発銀行等」という。)が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てたるため、日本開発銀行等に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができ、

2 前項の国の貸付金の償還期間は、十五年(三年以内の据置期間を含む。)以内とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の国の貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

(無利子貸付け対象事業に係る国の負担金等の交付)

第四條 国は、第二條第一項第二号に該当する事業に要する費用に充てる資金を地方公共団体等に対し無利子で貸し付けた場合には、当該貸付けの対象とした事業に係る国の負担又は補助については、別に法律で定めるところにより、当該貸付金の償還時において行うものとする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用等)

第五條 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。)の規定(罰則を含む。)は、国が第二條第一項第二号に該当する事業に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合における当該無利子の貸付金(以下この条において「無利子貸付金」という。)について準用する。この場合において、補助金等適正化法の規定(第二條第一項、第四項及び第五項、第三條第二項、第六條第一項、第七條第二項、第十條第三項、第十一條、第十五條、第十七條第三項、第十八條第一項及び第二項、第二十條、第二十七條並びに第二十九條を除く。)中「交付」とあるのは、「貸付け」と読み替へるほか、別表の上欄に掲げる補助金等適正化法の規定中別表の中欄に掲げる字句は、それぞれ別表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

2 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第十四号)第三十六條の規定は、無利子貸付金については、適用しない。

3 補助金等適正化法第七條、第十條から第十六條まで、第三十條及び第三十一條(第三号を除く。)の規定は、無利子貸付金の貸付けの対象とされた事業に係る国の負担金又は補助金については、適用しない。

(繰入規定)

第六條 政府は、当分の間、次條第二項に規定する産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金の財源に充てるため、各会計年度における国債の償還等国債整理基金の運営に支障の生じない範囲内で、日本電信電話株式会社の株式の売却収入金に相当する金額の一部を、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定により繰入れを行う場合においては、次に掲げる財源に充てるため、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

一 別に法律で定めるところにより第二條第一項の規定による貸付けに関する経理を行う産業投資特別会計以外の特別会計(次号及び次条において「特別融資関係特別会計」という。)への繰入れの財源

二 第二條第一項の規定による貸付け(特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。)の財源

三 第三條第一項の規定による日本開発銀行等への貸付けの財源

金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、産業投資特別会計社会資本整備勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

4 政府は、前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

(産業投資特別会計の特例)

第七條 特別融資関係特別会計への繰入れ及び第二條第一項の規定による貸付け(特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。)並びに第三條第一項の規定による日本開発銀行等への貸付けに関する政府の経理は、当分の間、産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)第一條の規定にかかわらず、産業投資特別会計において行うものとする。

2 前項の規定により、同項に規定する政府の経理を産業投資特別会計で行う場合においては、同特別会計は、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分する。

3 第一項の規定により、同項に規定する政府の経理を産業投資特別会計で行う場合においては、産業投資特別会計法第一條第二項、第三條、第三條の二第一項、第三條の三並びに第四條第一項及び第二項中「この会計」とあるのは、「産業投資勘定」とする。

4 産業投資特別会計社会資本整備勘定においては、一般会計からの繰入金、特別融資関係特別会計からの繰入金、第二條第一項の規定による貸付金(特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。)及び第三條第一項の規定による貸付金の償還金並びに附属雑収入をもつてその繰入とし、一般会計への繰入金、特別融資関係特別会計への繰入金、第二條第一項の規定による貸付金(特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。)、第三條第一項の規定による貸付金、一時借入金金の利子及びその他の諸費をもつてその歳出とする。

5 前項に規定する特別融資関係特別会計への繰入金は、第二條第一項の規定による貸付けの財源に充てたるため、特別融資関係特別会計の当該貸付金に相当する金額を特別融資関係特別会計に、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

6 政府は、前條第二項の規定による繰入金のほか、一時借入金金の利子及びその他の諸費に相当する金額を限度として、予算で定める金額を、一般会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れることができる。

7 第一項の規定により、同項に規定する政府の経理を産業投資特別会計で行う場合においては、産業投資特別会計法第六條中「歳入歳出予算は」とあるのは「歳入歳出予算は、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分し、各勘定において」と、同法第七條第二項第一号中「歳入歳出予算計算書」とあるのは「各勘定の歳入歳出予算計算書」と、同項第二号中「前年度」とあるのは「各勘定の前々年度の」と、同項第三号中「前年度」とあるのは「各勘定の前年度」と、同項第四号中「前年度」とあるのは「産業投資勘定の前年度」と、同法第八條中「この会計」とあるのは「各勘定」と、「積立金」とあるのは「当該各勘定の積立金」と、同法第九條中「この会計」とあるのは「各勘定」と、「翌年度の歳入」とあるのは「当該各勘定の翌年度の歳入」と、同法第十二條中「この会計」とあるのは「各勘定」と、同法第十三條第一項中「この会計」とあるのは「各勘定」と、「この会計」とあるのは「当該各勘定の」と、同法第十五條第一項中「この会計」とあるのは「各勘定」とする。

8 大蔵大臣は、他の各省各庁の長の同意を得て、当該各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に第二條第一項の規定による貸付金(特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。)に係る支出負担行為に関する事務を委任するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(産業投資特別会計法の特例に関する経過措置)

第二条 第七条の規定は、昭和六十二年の予算から適用し、昭和六十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

2 産業投資特別会計法第九条の規定により昭和六十二年の歳入に繰り入れるべき金額は、産業投資特別会計産業投資勘定の同年度の歳入に繰り入れるものとする。

3 この法律の施行の日以前までに収納した産業投資特別会計の昭和六十二年の歳入に属する収入は産業投資特別会計産業投資勘定の歳入と、同日までに産業投資特別会計の同年度の予算

算に基づいてした債務の負担又は支出は同勘定の同年度の予算に基づいてした債務の負担又は支出とみなす。

4 この法律の施行の際、産業投資特別会計に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、産業投資特別会計産業投資勘定に帰属するものとする。

(外貨公債の発行に関する法律の特例)

第三条 外貨公債の発行に関する法律(昭和三十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 当分の間、第一条第一項の規定の適用については、同項中「産業投資特別会計」とあるのは「産業投資特別会計産業投資勘定」と、「同会計」とあるのは「同勘定」とする。

別表(第五条関係)

第二条第四項	交付の目的に従つて	貸付けの目的に従つて
第三条第二項	交付の	貸付けの
第六条第一項	交付の	貸付けの
	交付が	貸付けが
	交付すべきもの	貸し付けるべきもの
第十条第三項	交付の	貸付けの
第十一条第一項	交付の決定	貸付けの決定
第十五条	交付の	貸付けの
	交付すべき	貸し付けるべき
第十七条第三項	交付すべき	貸し付けるべき
第十八条第一項	交付の	貸付けの
	交付されているとき	貸し付けられているとき
第十八条第二項	交付すべき	貸し付けるべき
	交付されているとき	貸し付けられているとき
	交付されているとき	貸し付けられているとき

第二十条

期限を定めて
交付すべき

当該超える部分について貸付けの決定を取り消し、期限を定めて
貸し付けるべき

第二十六条

委任すること

委任すること(他の各省各庁の長から当該事務の一部の委任を受けた各省各庁の長が、当該各省各庁の機関又は都道府県の機関に委任する場合を含む。)

第二十七条

交付する

貸し付ける

第二十九条第二項

交付を

貸付けを

第二十九条第二項

交付又は

貸付け又は交付若しくは

審査報告書

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に定める社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
昭和六十二年八月二十七日
大蔵委員長 村上 正邦
参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に定める措置を実施するため、道路整備特別措置法等関係法律について国の無利子貸付制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、日本電信電話株式会社の

附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一、内外の社会経済情勢にかんがみ、均衡かつ調和ある経済発展に資するため、引き続き適切かつ機動的な財政金融政策の運営に努めること。

一、公債に対する国民の信頼を保持するため、今後においても、所要の償還財源の確保に努め、公債の償還に支障なきよう万全を期すること。

一、昭和六十三年以降の日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用にあつては、国民共有の資産としての同株式の性格を踏まえ、諸般の要請に応え、その効果が広く国民に均霑するよう配慮すること。

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案外一件

一八二

一、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の一部を原資とする貸付金については、内需拡大・地域活性化という目的に資するため、生活関連社会資本の整備等を含め、真に緊急かつ必要な事業に対して重点的に配分するよう努めること。

一、昭和六十二年以降の日本電信電話株式会社の株式の売払収入に当たっては、上場後における巨額の株式売却となることにかんがみ、株式市場全般に対する影響を考慮の上、適正な価格で、公正に売却することに努めること。

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年八月二十日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 総理府関係(第一条―第五条)
- 第二章 大蔵省関係(第六条―第十二条)
- 第三章 厚生省関係(第十三条・第十四条)

第四章 農林水産省関係(第十五条―第二十条)

第五章 通商産業省関係(第二十一条)

第六章 運輸省関係(第二十二条―第二十五条)

第七章 建設省関係(第二十六条―第四十五条)

附則

第一章 総理府関係

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第一条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

6 国は、当分の間、港湾管理者(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。)に対し、第六条第一項の規定により国がその費用について補助する同法第二条第五項第十一号に掲げる港湾施設用地の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六条第一項の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

7 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

8 前項に定めるもののほか、附則第六項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

9 国は、附則第六項の規定により、港湾管理者に対し貸付金を行った場合には、当該貸付金の対象である工事に係る第六条第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 港湾管理者が、附則第六項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

別表港湾の項中(昭和二十五年法律第二百十八号)を削る。

(北海道東北開発公庫法の一部改正)

第二条 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第九項を次のように改める。

(無利子貸付け)

9 公庫は、当分の間、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第三条第一項に規定する事業を行う者に対し、第十九条の規定により当該事業に要する資金の融通を行うときは、無利子で貸し付けることができる。

(水資源開発公庫法の一部改正)

第三条 水資源開発公庫法(昭和三十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九項を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

第九条 国は、当分の間、公庫に対し、第二十

六条第一項の規定により国がその費用についてその一部を交付する特定施設の新築又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)以下「社会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該当するものに要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他第二十六条第一項の政令で定める費用に充てる資金について、予算の範囲内において、同項の規定により国が交付する金額(第二十八条第一項の規定により同項に規定する者が負担する金額があるときは、当該金額を控除した金額)から第二十六条第三項の規定(この規定による都道府県の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。)により都道府県が負担する金額を控除した金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、公庫に対し、第四十三条の規定により政府がその経費について補助することができる第十八条第一項第一号に掲げる業務で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十三条の規定により政府が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により、公団に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である業務に係る第二十六条第一項の規定により国が行う費用の交付は、当該貸付けに相当する金額に係る部分については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により、公団に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である業務について、第四十三条の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 公団が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（沖繩振興開発特別措置法の一部改正）

第四条 沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第九条を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

第九条 国は、当分の間、港湾管理者（港湾法

第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。

以下同じ。）に対し、第五条第一項の規定により国がその費用について補助する同法第二条

第五項第十一号に掲げる港湾施設用地の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株

式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律

昭和六十二年八月二十八日 参議院会議録第八号

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案外一件

一八三

第 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五条第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体に對し、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法第二条第三項第二号に掲げる交通安全施設等整備事業で第五条第二項の規定により国がその費用について補助することができ、そのうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五条第二項の規定により国が補助することができ、その金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、地方公共団体に對し、水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設に関する事業で第五条第二項の規定により国がその費用について補助することができ、そのうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五条第二項の規定により国が補助することができ、その金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4 前三項の国の貸付け金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

5 前項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定による貸付け金の償還方法、償還

期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

6 国は、第一項の規定により、港湾管理者に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第五条第一項の規定による国の補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 国は、第二項又は第三項の規定により、地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第五条第二項の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

8 港湾管理者又は地方公共団体が、第一項から第三項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（沖繩振興開発金融公庫法の一部改正）

第五条 沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の次に次の一条を加える。

（無利子貸付け）

第五条の二 公庫は、当分の間、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第三条第一項に規定する事業を行う者に対し、第十九条第一項第一号の規定により当該事業に要する資金の

貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

第二章 大蔵省関係

（国有林野事業特別会計法の一部改正）

第六条 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三条を加える。

第十三条 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）附則第六項又は地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）附則第八條第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、当分の間、第一條の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

前項の規定により、同項に規定する貸付けに関する経理をこの会計において行う場合における治山勘定の歳入及び歳出については、第八條の二中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同条第二項とあるのは「負担金、森林法附則第六項又は地すべり等防止法附則第八條第一項の規定による無利子の貸付け金の償還金」と、「同条第二項」とあるのは「森林法附則第六項又は地すべり等防止法附則第八條第一項の規定による無利子の貸付け金、次条第二項」と、「相当するもの」とあるのは「相当するもの、附則第十四條の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

第十四条 森林法附則第六項又は地すべり等防止法附則第八條第一項の規定による無利子の貸付け金の償還（返還を含む。以下この条において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付け金の償還金

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案外一件

一八四

(返還金を含む。)に相当する金額を治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

第十五条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額は、当該年度における森林法附則第六項又は地すべり等防止法附則第八條第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

(日本開発銀行法の一部改正)

第七條 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

附則第十九項を次のように改める。

19 日本開発銀行は、当分の間、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第三條第一項に規定する事業を行う者に対し、第十八條第一項第一号の規定により当該事業に要する資金の貸付けを行うときは、政令で定めるところにより、無利子で貸し付けることができる。

(道路整備特別会計法の一部改正)

第八條 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の四項を加える。

13 道路法附則第四項若しくは第五項、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)附則第二項から第五項まで、道路整備特別措置法

附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第五項、沖縄振興開発特別措置法附則第九條第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付け(土地区画整理法附則第二項から第五項までの規定による無利子の貸付けについては、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下同じ。)及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、第一條の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

14 前項の規定により、同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における第三條及び第四條の規定の適用については、第三條中「一般会計からの繰入金」とあるのは、「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第八條の三第一項」とあるのは、「道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第八條の三第一項若しくは附則第七條第一項」と、「又は民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五條第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五條第一項若しくは附則第十五條第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、土地区画整理法附則第二項から第五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝

の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第五項又は沖縄振興開発特別措置法附則第九條第二項」と、「第五條第一項の規定による一般会計への繰入金」とあるのは、第五條第一項の規定による一般会計への繰入金、附則第十五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金と、第四條中の「交付」とあるのは、の交付並びに道路法附則第四項若しくは第五項、土地区画整理法附則第二項から第五項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第五項、沖縄振興開発特別措置法附則第九條第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の貸付け」とする。

15 道路法附則第四項若しくは第五項、土地区画整理法附則第二項から第五項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第五項、沖縄振興開発特別措置法附則第九條第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の貸付け」とする。

16 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額が、当該年度における道路法附則第四項若しくは第五項、土地区画整理法附則第二項から第五項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第五項、沖縄振興開発特別措置法附則第九條第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付け及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額をこの会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額が、当該年度における道路法附則第四項若しくは第五項、土地区画整理法附則第二項から第五項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第五項、沖縄振興開発特別措置法附則第九條第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付け及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

(治水特別会計法の一部改正)

第九條 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十七項から第三十項までを次のように改める。

27 河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項又は水資源開発公団法附則第九條第一項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、第一條の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

28 前項の規定により、同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における治水勘定の歳入及び歳出については、第四條第一項第一号中「一般会計からの繰入金」とある

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案外一件

一八五

のは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第五号中「納付金」とあるのは「納付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項又は水資源開発公団法附則第九條第一項の規定による貸付金」と、同項第五号中「繰入金」とあるのは「繰入金及び附則第二十九項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

29 河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項又は水資源開発公団法附則第九條第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を治水勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

る場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに治水勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

（港湾整備特別会計法の一部改正）
第十條 港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

19 港湾法附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）附則第六項又は沖縄振興開発特別措置法附則第九條第一項の規定による無利子の貸付金に関する政府の経理は、当分の間、第一條の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

20 前項の規定により、同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における港湾整備勘定の歳入及び歳出については、第四條第一項第一号中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第四号及び同條第二項第四号中「港湾法第五十五條の七第一項」とあるのは「港湾法第五十五條の七第一項、同法附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第六項又は沖縄振興開発特別措置法附則第九條第一項」と、同項第七号中「一般会計への

繰入金」とあるのは「一般会計への繰入金及び附則第二十一項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

21 港湾法附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第六項又は沖縄振興開発特別措置法附則第九條第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を港湾整備勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

22 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、当該年度における港湾法附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第六項及び沖縄振興開発特別措置法附則第九條第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに港湾整備勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

（都市開発資金金融通特別会計法の一部改正）
第十一條 都市開発資金金融通特別会計法（昭和四十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、第一條の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

附則に次の三項を加える。

3 前項の規定により、同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合におけるこの会計の歳入及び歳出については、第三條第一項中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「借入金の償還金及び利子」とあるのは「借入金の償還金及び利子、附則第四項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

4 都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項の規定による無利子の貸付金の償還を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金に相当する金額をこの会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

5 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、当該年度における都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

昭和六十二年八月二十八日 参議院会議録第八号

日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案外一件

一八六

（空港整備特別会計法の一部改正）

第十二条 空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

14 空港整備法附則第五項から第七項までの規定による無利子の貸付けに関する政府の経理をこの会計において行う場合におけるこの会計の歳入及び歳出については、第三条第一項中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第

号）第七項第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「一般会計への繰入金、附則第十五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

15 空港整備法附則第五項から第七項までの規定による無利子の貸付けの償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付け金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額をこの会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

16 日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七項第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、当該年度における空港整備法附則第五項から第七項までの規定による無利子の貸付けの合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七項第五項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入

れるものとする。

第三章 厚生省関係
（水道法の一部改正）

第十三条 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十一條を次のように改める。
（国の無利子貸付け等）

第十四条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第四十四条の規定により国がその費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十四条の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができ、金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、前項の規定による場合のほか、水道の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付け金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により、地方公共団体

に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第四十四条の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における第二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

第十四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。
（国の無利子貸付け等）

第十四条 国は、当分の間、市町村に対し、第二十条の規定により国がその費用について補助することができ、ごみ処理施設及びし尿処理施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第

号）以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十二條の規定（この規定に

よる国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができ、金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、市町村に対し、前項の規定による場合のほか、廃棄物を処理するための施設（公共下水道及び流域下水道を除く。）の設置で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付け金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により、市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第二十二條の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により、市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 市町村が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還

期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第四章 農林水産省関係

（土地改良法の一部改正）

第十五条 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の七項を加える。

2 国は、当分の間、都道府県に対し、第二百一十六條の規定により国がその費用について補助する土地改良事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金について、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつては、その者に對し都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内に於いて、第二百一十六條の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、都道府県に対し、農業集落排水施設整備事業その他土地改良施設の機能を補充し又はその適正な管理を確保するために必要な施設等を整備する事業のうち土地改良事業と併せて行うもので社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつては、その者に對し都道府県が補助する費用に充

てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

5 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

6 国は、附則第二項の規定により、都道府県に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である土地改良事業に係る第二百一十六條の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 国は、附則第三項の規定により、都道府県に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相當する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行うものとする。

8 都道府県が、附則第二項及び第三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（漁港法の一部改正）

第十六条 漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

9 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十条第二項又は第三項の規定により国がその費用について負担し、又は補助する漁港修築事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十条第二項又は第三項の規定（これらの規定による国の負担又は補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができ、又は補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

築事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十条第二項又は第三項の規定（これらの規定による国の負担又は補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担し、又は補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

10 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十条第四項の規定により国がその費用について補助することができ、又は補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

11 国は、当分の間、地方公共団体に対し、前二項の規定による場合のほか、漁港施設の整備並びにこれと併せて漁港施設に相当する施設及び漁港の環境の整備を行う事業（第二十条第二項、第三項又は第四項の規定により国がその費用について負担し、又は補助する漁港修築事業を除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部（漁港施設の整備を行う事業以外の事業を市町村が施行する場合にあつては、当該市町村に對し都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部）を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

12 前三項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

13 前項に定めるもののほか、附則第九項から第十一項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

14 附則第九項又は第十項の規定により国が地方公共団体に対し貸付けを行う場合における第二十条第五項及び第二十四条の二から第二十四条の四までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十条第五項		附則第九項	
第二項又は第三項	負担し、又は補助することとなる	貸し付けることとなる	
第二十四条の二		附則第九項又は第十項	
第二十条第二項、第三項又は第四項	負担金又は補助金の交付	貸付金の貸付け	
当該負担金又は補助金	当該負担金又は補助金	当該貸付金	
第二十四条の三		附則第九項又は第十項	
第二十条第二項、第三項又は第四項	負担金又は補助金の交付	貸付金の貸付け	
負担金又は補助金の交付	負担金又は補助金の交付	貸付金の貸付け	

第二十四条の四			
当該負担金又は補助金	当該負担金又は補助金	当該負担金又は補助金	当該負担金又は補助金
負担し、又は補助する	負担し、又は補助する	負担し、又は補助する	負担し、又は補助する
第二十条第二項、第三項又は第四項	第二十条第二項、第三項又は第四項	第二十条第二項、第三項又は第四項	第二十条第二項、第三項又は第四項
負担金又は補助金の交付	負担金又は補助金の交付	負担金又は補助金の交付	負担金又は補助金の交付
当該負担金又は補助金	当該負担金又は補助金	当該負担金又は補助金	当該負担金又は補助金
交付せず	交付せず	交付せず	交付せず
負担金又は補助金をその交付	負担金又は補助金をその交付	負担金又は補助金をその交付	負担金又は補助金をその交付

15 国は、附則第九項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である漁港修築事業に係る第二十条第二項又は第三項の規定による国の負担又は補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

16 国は、附則第十項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である漁港修築事業について、第二十条第四項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

17 国は、附則第十一項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

18 地方公共団体が、附則第九項から第十一項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十二項及び第十三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（森林法の一部改正）
第十七条 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の九項を加える。

6 国は、当分の間、都道府県に対し、第四十六条第二項の規定により国がその費用について補助することができる保安施設事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十六条第二項の規定（この規定による国の補助

助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

7 国は、当分の間、都道府県に対し、第九百九十三条の規定により国がその費用について補助する造林及び地域森林計画に定める林道の開設又は拡張で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県が自ら行う場合にあっては、その要する費用に充てる資金について、市町村その他政令で定める者が行う場合にあっては、その者に對し都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第九百九十三条の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

8 国は、当分の間、都道府県に対し、前項の規定による場合のほか、林道その他の林業生産基盤の整備並びにこれと併せて行う林業施設の導入及び森林生産力の維持増進に資するための環境の改善に必要な条件の整備に関する事業（第九百九十三条の規定により国がその費用について補助する事業を除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県が自ら行う場合にあっては、その要する費用に充てる資金の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合

にあつては、その者に對し都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

9 前三項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

10 前項に定めるもののほか、附則第六項から第八項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰り上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

11 国は、附則第六項の規定により、都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である保安施設事業について、第四十六条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 国は、附則第七項の規定により、都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第九百九十三条の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13 国は、附則第八項の規定により、都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

14 都道府県が、附則第六項から第八項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第九項及び第十項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（森林開発公団法の一部改正）

第十八条 森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条を次のように改める。

（無利子貸付け等）

第十条 政府は、当分の間、公団に対し、第三十六条の規定により政府がその費用について補助することができる第十八条第一項第一号の二の事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第

号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十六条の規定（この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により政府が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の政府の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定に

よる貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 政府は、第一項の規定により、公団に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第三十六条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 公団が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（海岸法の一部改正）

第十九条 海岸法（昭和三十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

附則第六項から第十三項までを次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

6 国は、当分の間、海岸管理者の属する地方公共団体に対し、第二十七条第一項の規定により国がその費用について負担する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二

号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十七条第一項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

7 国は、当分の間、地方公共団体に対し、前項の規定による場合のほか、海岸保全施設に関する工事に併せて海岸保全区域内において施行する海岸の環境の整備に関する工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

8 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

9 前項に定めるもののほか、附則第六項及び第七項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

10 附則第六項の規定により国が地方公共団体に対し貸付けを行う場合における第二十七条第三項の規定の適用については、同項中「第一項の規定により国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第六項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

11 国は、附則第六項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第二十七条第一

項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 国は、附則第七項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13 地方公共団体が、附則第六項及び第七項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（沿岸漁場整備開発法の一部改正）

第二十条 沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

2 国は、当分の間、都道府県に対し、沿岸漁場整備開発事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県が自ら行う場合にあってはその要する費用に充てる資金の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあっては、

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案外一件

一九〇

つてはその者に対し都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

8 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

附則に次の三項を加える。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、附則第二項の規定により、都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である沿岸漁場整備開発事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 都道府県が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第五章 通商産業省関係

（工業用水道事業法の一部改正）

第二十一条 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項及び第十四項を次のように改め

る。

（国の無利子貸付け等）

13 国は、当分の間、地方公共団体に対し、工業用水道の布設で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第一号）第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

14 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

附則に次の三項を加える。

15 前項に定めるもののほか、附則第十三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

16 国は、附則第十三項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

17 地方公共団体が、附則第十三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十四項及び第十五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第六章 運輸省関係

（港灣法の一部改正）

第二十二條 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の十二項を加える。

（国の無利子貸付け等）

15 国は、当分の間、港灣管理者に対し、第四十二條第一項又は第三項の規定により国がその費用について負担する港灣施設の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第一号）以下「社会資本整備特別措置法」という。第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十二條第一項又は第三項の規定（これらの規定による国の負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

16 国は、当分の間、港灣管理者に対し、第四十三條の規定により国がその費用について補助することができる港灣施設の建設又は改良の工事で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十三條の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により

国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

17 国は、当分の間、港灣管理者に対し、前二項に規定する港灣工事以外の港灣施設の建設又は改良の工事で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

18 前三項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

19 前項に定めるもののほか、附則第十五項から第十七項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

20 附則第十五項の規定により国が港灣管理者に対し貸付けを行う場合における第四十二條第四項（第五十五條の六第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第四十二條第四項中「これによつて国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第十五項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

21 国は、附則第十五項の規定により、港灣管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第四十二條第一項又は第三項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

22 国は、附則第十六項の規定により、港灣管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸

付けの対象である工事について、第四十三条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

23 国は、附則第十七項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

24 港湾管理者が、附則第十五項から第十七項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十八項及び第十九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

25 第四十六条の規定は、附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)附則第六項又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)附則第九条第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた港湾施設について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「その工事の費用を国が負担し又は

補助した」とあるのは「附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第六項又は沖縄振興開発特別措置法附則第九条第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた」と、「国が負担し、若しくは補助した」とあるのは附則第二十一項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第九項若しくは沖縄振興開発特別措置法附則第九条第六項に規定する国の負担若しくは補助若しくは附則第二十二項若しくは第二十三項の規定による国の補助に係る」と読み替えるものとする。

26 第四十六条の規定は、前項に規定する港湾施設で附則第二十一項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第九項若しくは沖縄振興開発特別措置法附則第九条第六項に規定する国の負担若しくは補助又は附則第二十二項若しくは第二十三項の規定による国の補助に係るものについては、適用しない。(北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部改正)

第二十三条 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の六項を加える。
7 国は、当分の間、港湾管理者に対し、第二十条第一項の規定により国がその費用について負担する港湾施設の建設又は改良の工事で日

本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二条第一項の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

8 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

9 前項に定めるもののほか、附則第七項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

10 附則第七項の規定により国が港湾管理者に対し貸付けを行う場合における第二条第二項において準用する港湾法第四十二条第四項の規定の適用については、同項中「これによつて国が負担することとなる金額」とあるのは、「北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

11 国は、附則第七項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第二条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 港湾管理者が、附則第七項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。(空港整備法の一部改正)

第二十四条 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
附則に次の十二項を加える。

5 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第八条第一項又は第九条第一項の規定により国がその費用について負担する空港の施設の新設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)以下「社会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第八条第一項又は第九条第一項の規定(これらの規定による国の負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

6 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第八条第四項又は第九条第三項の規定により国がその費用について補助することができる空

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号

日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案外一件

一九二

港の施設の新設、改良等の工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第八条第四項又は第九条第三項の規定（これらの規定による国の補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができ金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

7 国は、当分の間、地方公共団体に対し、公共用飛行場その他の航空運送に係る施設（空港の機能の増進又は利用者の利便の向上に資するもの及び空港によつては満たされない航空運送の需要に応ずることにより空港の機能を補完することとなるものに限る。）の新設又は改良の工事（前二項に規定するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

8 前三項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

9 前項に定めるもののほか、附則第五項から第七項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

10 附則第五項の規定により国が地方公共団体に対し貸付けを行う場合における第八条第三項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第八条第三項

中「第一項の規定により国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第五項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

11 国は、附則第五項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第八条第一項又は第九条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 国は、附則第六項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事について、第八条第四項又は第九条第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13 国は、附則第七項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

14 地方公共団体が、附則第五項から第七項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還

金は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

15 附則第五項又は第六項の規定により国がその費用に充てる資金を無利子で貸し付けた工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、第二種空港にあつては国に、第三種空港にあつては当該空港を設置し、又は管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても同様とする。

16 第十三条の規定は、前項に規定する工事のために取得した土地、工作物その他の物件又は当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件については、適用しない。

（広域臨海環境整備センター法の一部改正）
第二十五条 広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

第三条 第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地方公共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建設又は改良の工事で廃棄物処理法附則第四条第二項又は港湾法附則第十六項の規定による貸付けの対象となるものを行う場合について準用する。この場合において、第二十六条第一項中「国の補助」とあるのは「国の貸付け」と、「交付すべき補助金」とあるのは「貸し付けるべき貸付金」と、「交付する」とあるのは「貸し付ける」と読み替えるものとする。

2 廃棄物処理法附則第四条第六項及び第七項

並びに港湾法附則第二十二項及び第二十四項の規定は、前項の規定により準用される第二十六條第一項の規定によりセンターに対し貸付けが行われた場合について準用する。

第七章 建設省関係

（砂防法の一部改正）

第二十六条 砂防法明治三十年法律第二十九号の一部を次のように改正する。

第五十一条の次に次の一条を加える。

第五十二条 国庫ハ当分ノ間府県又ハ下級公共団体ニ対シ第十三条第一項ニ依リ国庫ニ於テ其ノ費用ニ付テ負担スル砂防工事ニシテ日本電信電話株式会社株式の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号以下社会資本整備特別措置法ト称ス）第二条第一項第二号ニ該当スルモノニ要スル費用ニ充用スル資金ニ付テ予算ノ範囲内ニ於テ第十三条第一項ニ依リ国庫ニ於テ負担スル金額ニ相当スル金額ノ貸付ヲナスコトヲ得此ノ場合ニ於テ同項ニ依リ国庫ノ負担ノ割合ニ付テ同項ニ異ナリタル規程ヲ設ケタル法令アルトキハ国庫ニ於テナス貸付ノ金額ハ同項及リ法令ニ依リ国庫ニ於テ負担スル金額ニ相当スル金額トス国庫ハ当分ノ間公共団体ニ対シ予算ノ範囲内ニ於テ第二条ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地ニ於テナス砂防設備ニ関スル事業（前項ノ砂防工事ヲ除ク）ニシテ社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号ニ該当スルモノニ要スル費用ニ充用スル資金ノ一部ヲ貸付スルコトヲ得

前二項ノ貸付金ニハ利子ヲ付セズ其ノ償還期

間二十年(五年以内ノ据置期間ヲ含ム)以内ニ於テ政令ヲ以テ定ムル期間トス
前項ニ定ムルモノノ外第一項又ハ第二項ニ依ル貸付金ノ償還方法、償還期限ノ繰上其ノ他償還ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ニ依リ国庫ニ於テ府県又ハ下級公共団体ニ対シ貸付ヲナシタル場合ニ於テハ第十三条第一項ニ依リ国庫ノ負担若シ第一項後段ノ法令アルトキハ同条第一項及其ノ法令ニ依リ国庫ノ負担ニシテ其ノ貸付ノ対象タル砂防工事ニ係ルモノニ付テハ其ノ貸付金ノ償還時ニ於テ其ノ貸付金ノ償還金ニ相当スル金額ヲ交付スルニ依リテ之ヲナスモノトス

第二項ニ依リ国庫ニ於テ公共団体ニ対シ貸付ヲナシタル場合ニ於テハ国庫ハ其ノ貸付ノ対象タル事業ニ付テ其ノ貸付金ニ相当スル金額ノ補助ヲナスモノトシ其ノ補助ニ付テハ其ノ貸付金ノ償還時ニ於テ其ノ貸付金ノ償還金ニ相当スル金額ヲ交付スルニ依リテ之ヲナスモノトス

第一項又ハ第二項ニ依リ貸付ヲ受ケタル公共団体ニ於テ其ノ貸付金ニ付キ第三項及第四項ニ基キテ定マリタル償還期限ノ繰上其ノ償還ヲナシタル場合ニ於テハ政令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外其ノ償還ハ前二項ノ適用ニ付テハ其ノ償還期限ノ到来時ニ於テ之ヲナシタルモノト看做ス

(公営住宅法の一部改正)

第二十七条 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

6 国は、当分の間、事業主体に対し、第七条第一項の規定により国がその費用について補助する公営住宅の建設で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七条第一項、第三項及び第四項の規定(これらの規定による国の補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

7 国は、当分の間、事業主体に対し、第七条第二項の規定により国がその費用について補助することができる共同施設の建設で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七条第二項から第四項までの規定(これらの規定による国の補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

8 国は、当分の間、事業主体に対し、公営住宅の改良で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充

てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

9 前三項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

10 前項に定めるもののほか、附則第六項から第八項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關シ必要な事項は、政令で定める。

11 国は、附則第六項の規定により、事業主体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である公営住宅の建設に係る第七条第一項、第三項及び第四項の規定による国の補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 国は、附則第七項の規定により、事業主体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である共同施設の建設について、第七条第二項から第四項までの規定による当該貸付け金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13 国は、附則第八項の規定により、事業主体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である公営住宅の改良について、当該貸付け金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第九項及び第十項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定める場合を除く。)における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

15 附則第六項又は第七項の規定による貸付けを受けて建設される公営住宅又は共同施設に係る第二条第二号、第九条、第十二条第一項及び第三十条第一号の規定の適用については、第二条第二号中「補助」とあるのは「補助又は附則第六項の規定による無利子の貸付け」と、第九条の見出し中「補助」とあるのは「無利子の貸付け」と、「交付」とあるのは「貸付け」と、同条第一項中「前二条の規定により国の補助」とあるのは「附則第六項又は第七項の規定により国の無利子の貸付け」と、「補助金の交付申請書」とあるのは「無利子貸付金の貸付申請書」と、同条第二項中「補助金の交付」とあるのは「無利子貸付金の貸付け」と、第十二条第一項中「国又は都道府県の補助」とあるのは「国若しくは都道府県の補助又は附則第六項の規定による無利子の貸付け」と、第三十条第一号中「第九条第二項」とあるのは「附則第十五項の規定により読み替えて適用される第九条第二項」と、「補助金の交付」とあるのは「無利子貸付金の貸付け」とする。

(道路法の一部改正)

第二十八条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の七項を加える。

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案外一件

一九四

- 4 国は、当分の間、都道府県に対し、第五十条第一項の規定により国がその費用について負担する都道府県知事が行う国道の新設又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十条第一項の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 5 国は、当分の間、道路管理者である地方公共団体に対し、第五十六条又は第八十八条第一項の規定により国がその費用について補助し、又は負担することができ道路の新設又は改築で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十六条又は第八十八条第一項の規定(これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めを含む。以下同じ。)により国が補助し、又は負担することができ金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 6 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。
- 7 前項に定めるもののほか、附則第四項及び第五項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 国は、附則第四項の規定により、都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である国道の新設又は改築に係る第五十条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 9 国は、附則第五項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である道路の新設又は改築については、第五十六条又は第八十八条第一項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助又は負担を行うものとし、当該補助又は負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 10 都道府県又は地方公共団体が、附則第四項又は第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。
- (土地区画整理法の一部改正)
- 第二十九条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。
- 附則を附則第一項とし、同項の次に次の十一項を加える。
- 2 国は、当分の間、都道府県又は市町村に対し、第百八条第三項の規定により国がその費用について負担する土地区画整理事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百八条第三項の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 3 国は、当分の間、第三条第三項の規定による施行者に対し、第百二十一条の規定により国がその費用について補助することができ土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百二十一条の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができ金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 4 国は、当分の間、住宅・都市整備公団に対し、土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。
- 5 国は、当分の間、政令で定める地方公共団体に対し、土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、個人施行者(政令で定めるものに限る。)又は組合が施行する場合にあつては当該個人施行者又は組合に対し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金の一部を、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団又は地方公社が施行する場合にあつては住宅・都市整備公団、地域振興整備公団又は当該地方公社に対し当該地方公共団体が住宅・都市整備公団法第四十五条第二項(地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。)の規定又は第百九条の二第一項の規定により負担する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。
- 6 国は、当分の間、地方公共団体に対し、施行区域内に居住する者で土地区画整理事業の施行により従前の住宅が除却されこれに代わるべき新たな住宅を必要とすることとなるものその他当該事業の施行により特に新たな住宅を必要とすることとなるものに賃貸するための住宅の建設の事業で、社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

7 附則第二項から前項までの国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

8 前項に定めるもののほか、附則第二項から第六項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

9 国は、附則第二項の規定により、都道府県又は市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である土地区画整理事業に係る第百十八条第三項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 国は、附則第三項の規定により、第三条第三項の規定による施行者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である土地区画整理事業について、第百二十一条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11 国は、附則第四項から第六項までの規定により、住宅・都市整備公団又は地方公共団体に貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 地方公共団体又は住宅・都市整備公団が、

附則第二項から第六項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第三十条 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

（資金の貸付けの特例）

第七条 国は、当分の間、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める道路の新設又は改築のうち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第一号に該当するものであつて政令で定めるものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

一 日本道路公団 日本道路公団が第二条の二の規定に基づき、又は第三条第一項の許可を受けて行う道路の新設又は改築

二 首都高速道路公団 首都高速道路公団が第七条の二第一項の規定に基づき行う首都

高速道路の新設又は改築

三 阪神高速道路公団 阪神高速道路公団が第七条の二第二項の規定に基づき行う阪神

高速道路の新設又は改築

四 本州四国連絡橋公団 本州四国連絡橋公

団が第七条の七の規定に基づき行う本州四

国連絡道路の新設又は改築

2 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

（第八条の三第一項の貸付金の償還方法の特例）

第八条 第八条の三第一項の規定による貸付金のうち、社会資本整備特別措置法第二条第一項第一号に該当する道路の新設又は改築（政令で定めるものに限る。）であつて、同項の規定により、国が、当分の間、それに要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けることができることとされているものに係る貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

（積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正）

第三十一条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

3 国は、当分の間、道路管理者（指定区間外

の一般国道にあつては、道路管理者である都

道府県知事の統括する都道府県。以下同じ。）

に対し、第六条の規定により国がその費用に

ついて補助する事業で日本電信電話株式会

社の株式の売払収入の活用による社会資本の整

備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年

法律第 号）第二条第一項第二号に該当

するものに要する費用に充てる資金につい

て、予算の範囲内において、第六条の規定

（この規定による国の補助の割合について、

この規定と異なる定めをした法令の規定があ

る場合には、当該異なる定めをした法令の規

定を含む。以下同じ。）により国が補助する金

額に相当する金額を無利子で貸し付けること

ができる。

4 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年

（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で

定める期間とする。

5 前項に定めるもののほか、附則第三項の規

定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上

げその他償還に関し必要な事項は、政令で定

める。

6 国は、附則第三項の規定により、道路管理

者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付

金の対象である事業に係る第六条の規定によ

る国の補助については、当該貸付金の償還時

において、当該貸付金の償還金に相当する金

額を交付することにより行うものとする。

7 道路管理者が、附則第三項の規定による貸

付けを受けた無利子貸付金について、附則第

四項及び第五項の規定に基づき定められる償

還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令

で定める場合を除く。）における前項の規定の

適用については、当該償還は、当該償還期限

の到来時に行われたものとみなす。

（都市公団法の一部改正）

第三十二条 都市公団法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十項を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

- 10 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第十九条の規定により国がその費用について補助することができる都市公園の新設又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第二十条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十九条の規定(この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができ金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。附則に次の四項を加える。
- 11 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。
- 12 前項に定めるもののほか、附則第十項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 13 国は、附則第十項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である都市公園の新設又は改築について、第十九条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 14 地方公共団体が、附則第十項の規定による

貸付けを受けた無利子貸付金について、附則

第十一項及び第十二項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(地すべり等防止法の一部改正)

第三十三条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

- 第八条 国は、当分の間、都道府県に対し、第二十九条(第四十五条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により国がその費用について負担する地すべり防止工事又はばた山崩壊防止工事(以下「地すべり防止工事等」という。)で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第二十条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十九条の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 2 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定に

よる貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により、都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である地すべり防止工事等に係る第二十九条の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(下水道法の一部改正)

第三十四条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「以下「新法」という」を「以下この条及び次条において「新法」という」に改める。

附則第五条を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

第五条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第三十四条の規定により国がその費用について補助することができる公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第二十条第

一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十四条の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができ金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である同項の設置又は改築について、第三十四条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 地方公共団体が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(住宅地区改良法の一部改正)

第三十五条 住宅地区改良法(昭和三十五年法律

第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の九項を加える。

(国の無利子貸付け等)

- 8 国は、当分の間、施行者に対し、第二十七条第一項又は第二項の規定により国がその費用について補助することができる同条第一項に規定する不良住宅の除却又は同条第二項に規定する改良住宅の建設で日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十七条の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 9 国は、当分の間、施行者に対し、改良住宅の改良で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。
- 10 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。
- 11 前項に定めるもののほか、附則第八項及び第九項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

12 国は、附則第八項の規定により、施行者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である不良住宅の除却又は改良住宅の建設について、第二十七条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13 国は、附則第九項の規定により、施行者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である改良住宅の改良について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

14 施行者が、附則第八項及び第九項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十項及び第十一項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

15 附則第八項の規定による貸付けを受けて建設される改良住宅に係る第二十九条の規定の適用については、同条の見出し中「補助」とあるのは「補助又は無利子の貸付け」と、同条第一項中「第二十七条第二項」とあるのは「第二十七条第二項又は附則第八項」と、「補助」とあるのは「補助又は無利子の貸付け」とする。

16 前項の規定により読み替えて適用される第二十九条の規定により公営住宅法第十二条の

規定を準用する場合においては、同条第一項中「国又は都道府県の補助」とあるのは「国若しくは都道府県の補助又は住宅地区改良法附則第八項の規定による無利子の貸付け」と、「国若しくは地方公共団体から補助」とあるのは「国若しくは地方公共団体から補助若しくは住宅地区改良法附則第八項の規定による無利子の貸付け」と読み替えるものとする。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第三十六条 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

- 2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十二條第二項の規定により国がその費用について補助することができる共同溝の建設又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十二條第二項の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で

定める期間とする。

附則に次の三項を加える。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、附則第二項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である共同溝の建設又は改築について、第二十二條第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 地方公共団体が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(河川法の一部改正)

第三十七条 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の七項を加える。

5 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第六十條第二項後段、第六十二條、第六十五條の二第一項後段又は第九十六條の規定により国がその費用について負担する改良工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号。以下「社

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号

日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案外二件

一九八

会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六十条第二項後段、第六十二条、第六十五条の二第一項後段又は第九十六条の規定（これらの規定による国の負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

6 国は、当分の間、地方公共団体に対し、一級河川又は二級河川（第百条の規定によりこの法律の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業（前項の改良工事及び修繕を除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

7 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

8 前項に定めるもののほか、附則第五項又は第六項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

9 国は、附則第五項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である改良工事に係る第六十条第二項後段、第六十二条、第六十五条の二第一項後段又は第九十六条の規定による国の負担

については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 国は、附則第六項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11 地方公共団体が、附則第五項又は第六項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）

第三十八条 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 国は、当分の間、民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構に対し、同法附則第十四条第一項第一号に掲げる業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

3 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

る。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

（交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正）

第三十九条 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

（国の無利子貸付け等）

5 国は、当分の間、道路管理者（指定区間外の一般国道にあつては、道路管理者である地方公共団体の長の統括する地方公共団体。以下同じ。）に対し、第十条第二項又は第三項の規定により国がその費用について負担し、又は補助する事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律

第 号）第二条第一項第二号に該当する

ものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十条第二項又は第三項の規定（これらの規定による国の負担又は補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担し、又は補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

6 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で

定める期間とする。

7 前項に定めるもののほか、附則第五項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

8 国は、附則第五項の規定により、道路管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第十条第二項又は第三項の規定による国の負担又は補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9 道路管理者が、附則第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（都市再開発法の一部改正）

第四十条 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

第五条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、市街地再開発事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）以下「社会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該当するものにつき、第百二十二条第一項に規定する施行者が施行する場合にあつては当該施行

者に対し当該地方公共団体が同項の規定により補助する費用に充てる資金の一部を、当該地方公共団体が自ら施行する場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、公団等が施行する場合にあつては当該公団等に対し当該地方公共団体が第百二十条第一項の規定により負担する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体又は住宅・都市整備公団に対し、市街地再開発事業の施行区域内に居住する者で第七十九条第三項の規定により権利変換計画において施設建築物の一部等又は借家権が与えられないように定められたもののその他当該事業の施行により新たに新たな住宅を必要とすることとなるものに賃貸するための住宅の建設の事業で、社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項又は第二項の規定により、地方公共団体又は住宅・都市整備公団に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 地方公共団体又は住宅・都市整備公団が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正）

第四十一条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から第六項までを次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

2 国は、当分の間、都道府県に対し、第二十一条の規定により国がその費用について補助することができ都道府県営工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十一条の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国

が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、附則第二項の規定により、都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である都道府県営工事について、第二十一条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 都道府県が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（都市公園等整備緊急措置法の一部改正）

第四十二条 都市公園等整備緊急措置法（昭和四十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（国の無利子貸付け等）

第四条 国は、第二条第一項第三号の町村に対し、昭和六十二年以降四箇年間は、同号に規定する公園又は緑地の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二条第一項第二号に該当するもののうち、都市公園等整備五箇年計画に照らし緊急に行われる必要があると認められるものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により、町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公園又は緑地の設置について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 町村が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案外一件

二〇〇

(大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第四十三条 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

第三条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、住宅街区整備事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第二条第一項第二号に該当するものにつき、第二十八号第一号に掲げる施行者(政令で定める施行者を除く。)が施行する場合にあつては当該施行者に対し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金の一部を、当該地方公共団体が自ら施行する場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、住宅・都市整備公団又は地方住宅供給公社が施行する場合にあつては当該公団又は地方住宅供給公社に対し当該地方公共団体が第九十二条第一項の規定により負担する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他の償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により、地方公共団体

に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 地方公共団体が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(住宅・都市整備公団法の一部改正)

第四十四条 住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十五条を次のように改める。

(道路法等による国の無利子貸付けの特例等)

第二十五条 公団が第三十四条の規定により特定公共施設の新設等に関する工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第二条第一項第二号に該当するもの(以下「社会資本整備関連特定工事」という。)を施行する場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に要する費用についての次に掲げる法律の規定の適用については、第一号に掲げる法律の規定中「道路管理者である地方公共団体」とあるのは「住宅・都市整備公団」と、第一号ロ及び第二号から第五号までに掲げる法律の規定中

「地方公共団体」とあるのは「住宅・都市整備公団」とする。

一 道路法の規定で次に掲げるもの

イ 附則第五項

ロ 附則第九項及び第十項

二 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)附則第二項、第五項及び第六項

三 都市公園法附則第十項、第十三項及び第十四項

四 下水道法附則第五項第一項、第四項及び第五項

五 河川法附則第五項、第六項及び第九項から第十一項まで

2 前項の場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に係る特定公共施設の管理者は、同項の費用の額から道路法附則第五項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、都市公園法附則第十項、下水道法附則第二項、河川法附則第五項若しくは第六項の規定による無利子貸付金の額を控除した額を公団に支払わなければならない。

3 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他必要な事項は、政令で定める。

4 当該社会資本整備関連特定工事に係る特定公共施設の管理者が第二項の規定による支払をする場合には、第三十七條第四項及び第五項の規定は、適用しない。

5 第二項の規定による支払金は、第五十九條第一項の規定の適用については、第三十七條第四項の規定による支払金とみなす。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第四十五条 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

(機構の業務の特例)

第十四条 機構は、当分の間、第四条第一項各号に掲げる業務のほか、建設大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 第二条第二項第二号に掲げる民間都市開発事業で公共施設の整備に関するものうち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第二条第一項第一号に該当するものであつて政令で定めるものを施行する者(地方公共団体、その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。)の出資又は拠出に係る法人に限る。に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により、機構が同項各号に掲げる業務を行う場合には、第十一条第一項、第十二条又は第十七條第三号中「第四条第一項各号」とあるのは、第四条第一項各号及び附則第十四條第一項各号と、第十四條中「第四条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第四条第一項第一号及び第二号並びに附則第十四條

第一項第一号及び第二号並びに附則第十四條

第一項第一号とする。

3 機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う場合においては、建設省令で定める基準に従つて行わなければならない。

4 機構は、第一項第一号の規定による貸付けを受けた者に対しては、当該貸付けに係る事業に関しては、第四條第一項第二号に掲げる業務を行わないものとする。

(資金の貸付け)

第十五条 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項の規定によるもののほか、前条第一項第一号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路の整備に関する費用に充てるべきものを無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付けの償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付けの償還方法、償還期限の繰上げその他の償還に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、第六條及び第八條から第十二條までの規定による改正後の国有林野事業特別会計法、道路整備特別会計法、治水特別会計法、港湾整備特別会計法、都市開発資金融通特別会計法及び空港整備特別会計法の規定は、昭和六十二年の予算から適用する。

〔村上正邦君登壇、拍手〕

○村上正邦君 ただいま議題となりました両法律

案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案は、日本電信電話株式会社の株式の売却収入による国債整理基金の資金の一部を活用し、社会資本の整備の促進を図るため、国の無利子貸付制度を創設するとともに、その財源措置その他、同制度の運用に関し、所要の規定を設けようとするものであります。

次に、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案の実施のための関係法律の整備に関する法律案は、さきに申し述べました特別措置法に定める措置を実施するために必要な関係法律の整備を図るため、奄美群島振興開発特別措置法等四十五法律について所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、質疑を行いましたところ、本資金の活用のあり方として、無利子貸付制度によって社会資本整備を促進することの妥当性、特例公債の現行六十年償還ルール圧縮の必要性及び所得税減税財源に充当することの可否の問題が、また、現在の厳しい財政事情から見た六十五年度を目標とする財政再建計画の意義等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、両法律案について討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して赤桐操理事、公明党・国民会議を代表して多田省吾理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して大浜方榮理事

より賛成する旨の意見が述べられました。討論を終わり、両法律案を順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、「昭和六十三年以降の日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用」に当たっては、諸般の要請に応え、その効果が広く国民に均霑するように配慮すること等、五項目にわたる附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(瀬谷英行君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(瀬谷英行君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

○副議長(瀬谷英行君) 日程第五 大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長岡部三郎君。

審査報告書

大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年八月二十七日

農林水産委員長 岡部 三郎

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における大豆及びなたねに係る交付金制度をめぐる諸情勢にかんがみ、交付金制度について、生産状況等を的確に反映させるとともに、一層の生産性の向上及び品質の改善に資するため、基準価格の算定方式の改正、種類等別基準価格及び最低標準額の設定等の措置を講じようとするものであつて、おおむね必要な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用は要しない。

附帯決議

大豆及びなたねは、国民の食生活に不可欠な農産物であるばかりでなく、畑作における輪作体系の中の基幹作物として、また、近年では水田における重要な転作作物として、農地の高度利用と農家の所得確保を図るうえで大きな役割を果たしている。

よって、政府は、中長期的展望に立つて、国内産大豆及びなたねの自給力の向上を図るための諸施策を強力に推進するとともに、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に努め、生産農家の経営安定に万全を期すべきである。

一 基準価格については、生産者の理解が得られる算定方式を確立するとともに、その算定に当

昭和六十二年八月二十八日 参議院會議録第八号

大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案

二〇二

たつては、従来の経緯、生産実態等をも十分勘案し、再生産を確保し得る価格を実現すること。

なお、生産性向上の反映については、農家への還元にも十分配慮して行うこと。

二 種類等別基準価格の設定については、関係者の意見が十分反映できるよう必要な措置を講ずるとともに、各品種の地域的な適応性、優良品種の開発普及状況等地域ごとの制約にも十分配慮すること。

三 最低標準額については、従来の国内産大豆及びなたねの市場実勢を尊重し、生産者団体等の販売努力により達成し得る水準に決定するとともに、輸入価格の低落等が国内産価格の低落に著しい影響を及ぼす場合には、速やかにその変更を行うこと。

四 大豆及びなたねの生産性向上を図るため、土地基盤の整備、経営規模の拡大、生産の組織化及び圃地化、機械化一貫作業体系の確立等生産条件の早急な整備に必要な各種施策の拡充強化に努めること。

五 品質の向上と出荷単位の大規模化を図るため、共同乾燥調製施設の整備、広域的な集出荷体制の確立等を積極的に推進すること。

また、良質かつ安定多収品種の育成、地域に応じた栽培技術の改良、高性能機械の開発等の試験研究の充実強化を図るとともに、その成果が生産農家に円滑に普及するよう努めること。

六 水田転作として大豆及びなたねについて、は、狭小な作付面積、不良な排水条件、多様な品種、低い栽培技術水準、割高な機械費用等、不利な生産条件の下にある実態にかんがみ、その

克服のための諸施策を強力に推進すること。
右決議する。

大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案（第百八回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつてこれを送付する。

昭和六十二年八月二十日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案

大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律

大豆なたね交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次条」を「第四条」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「標準販売価格」の下に「（その標準販売価格が政令で定めるところにより生産者団体等的大豆又はなたねの販売価格の動向、輸入に係る大豆又はなたねの販売価格の動向等を考慮して農林水産大臣の定める最低標準額を下回る場合にあっては、その最低標準額）を加え、」第四條第一項を「第五條第一項」に、「行なう」を「行う」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 政令で定めるところにより、販売することの主たる目的として大豆又はなたねの生産を行つていと認められる生産者の生産費その

他の大豆又はなたねの生産条件、大豆又はなたねの需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、大豆又はなたねの再生産を確保することを旨として農林水産大臣が定める金額（以下「基準価格」という。）

第二条第三項中「次条」を「第四条」に改め、同条第五項中「基準価格」の下に「及び第二項の最低標準額を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を「第二項の最低標準額及び同項に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 農林水産大臣は、基準価格及び第二項の農林水産大臣の定める数量を定めるに当たつては、大豆生産又はなたね生産における生産性向上及び大豆又はなたねの品質の改善に資するように配慮するものとする。

第六条を第七条とする。

第五条第一項中「相当する金額」の下に「（種類等別の基準価格が定められる場合にあっては、その交付を受けた交付金の金額に相当する金額を各種別別的大豆又はなたねに係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額を、」数量」の下に「（種類等別の基準価格が定められる場合にあっては、その売渡しの委託に係る各種別別的大豆又はなたねの数量）を加え、同条第二項中「相当する金額」の下に「（種類等別の基準価格が定められる場合にあっては、その交付を受けた金額に相当する金額を各種別別的大豆又はなたねに係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額）を加え、同条を第六条とする。

を第五条とする。

第三条第一項中「前条第一項」を「第二條第一項」に、「第五條第一項」を「第六條第一項」に改め、同条第二項中「第五條第一項」を「第六條第一項」に改め、同条を第四條とする。

第二条の次に次の一条を加える。

第三条 農林水産大臣は、基準価格を大豆又はなたねの種類、銘柄又は等級の別（以下「種類等別」という。）に応じて定める場合には、標準販売価格及び前条第二項の最低標準額については種類等別に定めなければならないことができる。この場合においては、前条第二項中「第一号の基準価格」とあるのは「種類等別（次条第一項に規定する種類等別をいう。）の第一号の基準価格」と、「大豆又はなたねの数量」とあるのは「当該種類等別的大豆又はなたねの数量」と、「農林水産大臣の定める数量」とあるのは「当該種類等別の農林水産大臣の定める数量」と、「数を乗じて得た金額」とあるのは「数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額」とする。

2 基準価格並びに標準販売価格及び前条第二項の最低標準額が種類等別に定められる場合における同項の規定の適用について必要な技術的読替は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の大豆なたね交付金暫定措置法の規定は、大豆については昭和六十二年産のものから、なたねについては昭和六十六年産のものから適用する。

3 昭和六十一年以前の生産に係る大豆及び昭和六十二年以前の生産に係るなたねに係る交付金の交付については、なお従前の例による。

〔岡部三郎君登壇、拍手〕

○岡部三郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近の大豆及び菜種の生産をめぐる諸情勢の変化に対処するため、基準価格の算定方式の改正等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法改正の基本的考え方、基準価格及び最低標準額の算定方式の具体的内容、種類別基準価格設定の是非、国産大豆の品質の特性、法改正が大豆及び菜種生産に与える影響、大豆の作付と価格決定の時期のあり方、大豆及び菜種の自給率の向上対策及び生産性向上のための諸施策、転作大豆及び菜種の生産振興対策、流通機構の合理化対策、国産大豆の消費拡大対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、本法律案について、日本共産党を代表して諫山委員より反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、大項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○副議長(瀬谷英行君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(瀬谷英行君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五分散会

出席者は左のとおり。

議長 藤田 正明君
副議長 瀬谷 英行君

議員
及川 順郎君 片上 公人君
勝木 健司君 平野 清君
刈田 貞子君 猪熊 重二君
橋本孝一郎君 木本平八郎君
青木 茂君 鶴岡 洋君
中野 鉄造君 馬場 富君
小西 博行君 坂山 映子君
藤野 賢二君 中野 明君
矢原 秀男君 峯山 昭範君
広中和歌子君 井上 計君
山田 勇君 林 健太郎君
出口 廣光君 太田 淳夫君
三木 忠雄君 飯田 忠雄君
和田 教美君 柳澤 鍊造君
三治 重信君 高平 公友君
林 寛子君 塩出 啓典君
原田 立君 高桑 栄松君
中西 珠子君 栗林 卓司君

関 嘉彦君 下条進一郎君
北 修二君 多田 省吾君
黒柳 明君 田代富士男君
高木健太郎君 伏見 康治君
藤井 恒男君 田中 正巳君
徳永 正利君 青島 幸男君
西川 潔君 二木 秀夫君
宮崎 秀樹君 下村 泰君
喜屋武眞榮君 山田耕三郎君
松浦 孝治君 福田 幸弘君
前島英三郎君 水谷 力君
宮島 澁君 矢野俊比古君
吉川 博君 吉川 芳男君
吉村 眞事君 竹山 裕君
曾根田郁夫君 杉元 恒雄君
岡野 裕君 大浜 方榮君
井上 裕君 井上 孝君
遠藤 政夫君 降矢 敬義君
堀江 正夫君 増岡 康治君
真鍋 賢二君 大河原太郎君
亀長 友義君 成相 善十君
金丸 三郎君 後藤 正夫君
佐々木 満君 沢田 一精君
長谷川 信君 堀内 俊夫君
嶋崎 均君 熊谷太三郎君
加藤 武徳君 植木 光教君
木村 睦男君 石本 茂君
長田 裕二君 井上 吉夫君
梶木 又三君 小島 静馬君
藤井 孝男君 海江田鶴造君
工藤万砂美君 志村 哲良君
野沢 太三君 永野 茂門君

永田 良雄君 中曾根弘文君
高橋 清孝君 田辺 哲夫君
石井 道子君 添田増太郎君
守住 有信君 寺内 弘子君
青木 幹雄君 上杉 光弘君
倉田 寛之君 佐藤榮佐久君
石井 一二君 大城 眞順君
宮澤 弘君 杉山 令華君
向山 一人君 森山 眞弓君
仲川 幸男君 浦田 勝君
森田 重郎君 田代由紀男君
谷川 寛三君 岩上 二郎君
前田 勲男君 中村 太郎君
山本 富雄君 岩崎 純三君
伊江 朝雄君 山東 昭子君
宮田 輝君 坂野 重信君
斎藤栄三郎君 土屋 義彦君
山内 一郎君 西村 尚治君
初村滝一郎君 中西 一郎君
鈴木 省吾君 世耕 政隆君
山崎 竜男君 河本嘉久蔵君
星 長治君 松岡満壽男君
柳川 寛治君 野末 陳平君
鈴木 貞敏君 下稻葉耕吉君
斎藤 文夫君 宇都宮徳馬君
山本 正和君 大塚清次郎君
木宮 和彦君 久世 公堯君
香掛 哲男君 久保田眞苗君
松浦 功君 福田 宏一君
村上 正邦君 名尾 良孝君
高木 正明君 関口 恵造君
川原新次郎君 小川 仁一君

松尾 官平君	板垣 正君	内閣総理大臣	中曾根康弘君	大蔵委員	大蔵委員	国際緊急援助隊の派遣に関する法律案	国土開発幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案
岩本 政光君	田沢 智治君	外務大臣	倉成 正君	大蔵委員	大蔵委員	同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
大木 浩君	岡部 三郎君	大蔵大臣	宮澤 喜一君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
梶原 清君	大鷹 淑子君	厚生大臣	斎藤 十朗君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
岡田 広君	大島 友治君	農林水産大臣	加藤 六月君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
林田悠紀夫君	林 道君	通商産業大臣	田村 元君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
坂元 親男君	福岡 知之君	国務大臣	近藤 鉄雄君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
浜本 万三君	斎藤 十朗君	国務大臣	三ッ林弥太郎君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
平井 卓志君	古賀雷四郎君	国務大臣	渡辺 秀央君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
志村 愛子君	松垣徳太郎君	国務大臣	藤井 孝男君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
原 文兵衛君	小山 一平君	国務大臣	小澤 潔君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
一井 淳治君	千葉 景子君	国務大臣	渡辺 秀央君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
吉川 春子君	内藤 功君	国務大臣	藤井 孝男君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
渡辺 四郎君	及川 一夫君	国務大臣	小澤 潔君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
下田 京子君	橋本 敦君	国務大臣	三ッ林弥太郎君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
佐藤 昭夫君	梶原 敬義君	国務大臣	渡辺 秀央君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
糸久八重子君	稲村 稔夫君	国務大臣	藤井 孝男君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
曾野 久光君	近藤 忠孝君	国務大臣	小澤 潔君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
諫山 博君	中村 哲君	国務大臣	三ッ林弥太郎君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
大森 昭君	松前 達郎君	国務大臣	渡辺 秀央君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
柳山 篤君	香脱タケ子君	国務大臣	藤井 孝男君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
神谷信之助君	村沢 牧君	国務大臣	小澤 潔君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
大木 正吾君	丸谷 金保君	国務大臣	三ッ林弥太郎君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
久保 亘君	山中 郁子君	国務大臣	渡辺 秀央君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
吉岡 吉典君	本岡 昭次君	国務大臣	藤井 孝男君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
粕谷 照美君	赤桐 操君	国務大臣	小澤 潔君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
安永 英雄君	立木 洋君	国務大臣	三ッ林弥太郎君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
市川 正一君	青木 薪次君	国務大臣	渡辺 秀央君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
安恒 良一君	鈴木 和美君	国務大臣	藤井 孝男君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
小野 明君	小笠原貞子君	国務大臣	小澤 潔君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項
上田耕一郎君	宮本 顯治君	国務大臣	三ッ林弥太郎君	大蔵委員	大蔵委員	同日議長の報告事項	同日議長の報告事項

商工委員

辞任

補欠

松浦 孝治君

三池 信君

伏見 康治君

黒柳 明君

通信委員

辞任

補欠

永田 良雄君

北 修二君

八百板 正君

及川 一夫君

建設委員

辞任

補欠

斎掛 哲男君

斎藤榮三郎君

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案 (第百八回国会開法第三六号、衆議院継続審査)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案 (開法第八号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方交付税法の一部を改正する法律案 (開法第六号)

地方行政委員会に付託

民法等の一部を改正する法律案 (第百八回国会開法第八一號)

法務委員会に付託

食糧管理法の一部を改正する法律案 (第百八回国会開法第六〇号)

農林水産委員会に付託

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を地方行政委員会に付託した。

地方交付税法の一部を改正する法律案 (開法第六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件 (第百八回国会開法第二二号) 審査報告書

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 (開法第一号) 審査報告書

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案 (開法第一号) 審査報告書

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案 (開法第二号) 審査報告書

大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案 (第百八回国会開法第六一號) 審査報告書

同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員長及び同委員に任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九條第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 (九月二十三日任期満了の高橋元の後任) (委員長) 梅澤 節男

(近く辞任予定の宗像善俊の後任) (委員) 宇賀 道郎

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会委員に任命したので、日本銀行法第十三條ノ四第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 (十月十日任期満了による再任) 武田 誠三

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議

会委員に任命したので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五條第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 (十月八日任期満了による再任) 三藤 邦彦

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したので、電波法第九十九條の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 (八月二十四日任期満了の館野繁の後任) 浅見 喜作

(同日任期満了による再任) 岡村 総吾

昭和六十二年八月二十八日 参議院会議録第八号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒105

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局

官報課
電話 三三〇三三

定価
一〇〇円部

二〇六